

佐賀東部地域森林計画書

自 平成 28 年 4 月 1 日
計画期間
至 平成 38 年 3 月 31 日

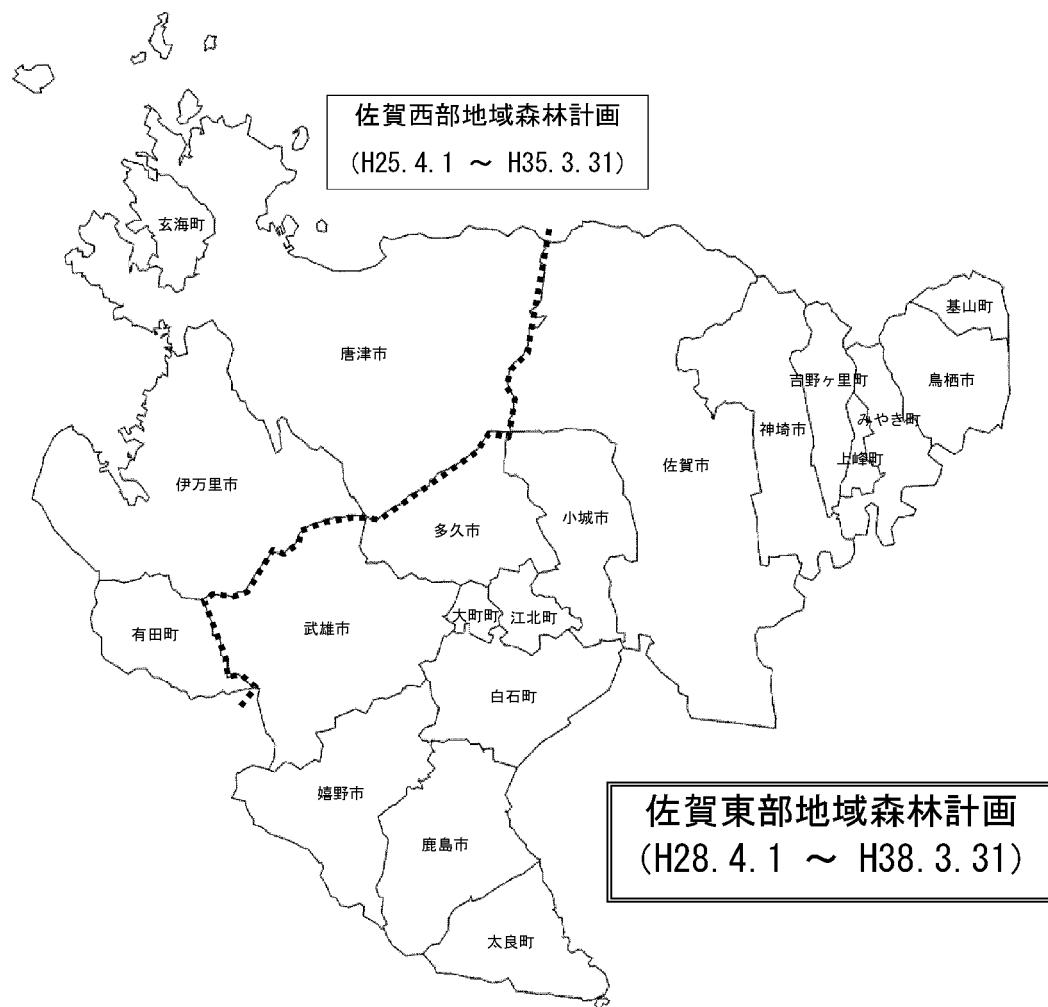
佐 賀 県

目 次

I 計画の大綱	
1 森林計画の概況	
(1) 自然的背景	1
(2) 社会的経済的背景	1
(3) 森林・林業の概要	2
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	
(1) 基本方針	5
(2) 計画期間中の重点施策	5
II 計画事項	
第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	9
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	9
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	10
2 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	11
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	11
2 造林に関する事項	
(1) 造林に関する指針	12
(2) 天然更新に関する指針	13
(3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針	13
3 間伐及び保育に関する事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	14
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	14
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	15
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	17
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	18
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	18
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	18
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	18
(5) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	18

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1) 森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	19
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する指針	19
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	20
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	20
(5) その他必要な事項	21
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	22
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	23
(3) 土地の形質変更に当たって留意すべき事項	23
(4) その他必要な事項	24
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	25
(2) 保安施設地区に関する方針	25
(3) 治山事業に関する方針	25
(4) 特定保安林の整備に関する方針	25
3 森林の保護等に関する事項	
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	26
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	26
(3) 林野火災の予防の方針	27
(4) その他必要な事項	27
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	28
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	28
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	29
2 間伐面積	29
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	29
4 林道の開設及び拡張に関する計画	30
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	33
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	38
(3) 実施すべき治山事業の数量	38
6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	39
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	40
(附) 参考資料	47

地 域 森 林 計 画 区



----- は、地域森林計画区界

I 計画の大綱

本地域森林計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、全国森林計画に即し、佐賀東部地域森林計画区に係る民有林について自然的条件を明らかにするとともに、社会的経済的要請を十分考慮した森林の整備の目標、施業の基準、森林の土地の保全に関する事項を明らかにし、計画期間内における伐採、造林、間伐、林道の開設、保安林等に関する計画量を定めるものである。

本計画期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間である。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 地勢、地質、土壤

本計画区は、東部は筑後川、北部は九千部山(標高848m)、脊振山(1,055m)、金山(967m)、雷山(955m)等の脊振山地をもって福岡県、西部は天山(1,046m)、八幡岳(764m)、青螺山(618m)等で佐賀西部森林計画区、南部は経ヶ岳(1,076m)、多良岳(996m)を頂点とする多良岳山系をもって長崎県と境をなしている。

主な河川としては、東部は脊振山系を源とする秋光川、安良川、寒水川、城原川及び田手川があり、それぞれ筑後川に合流している。中央部に嘉瀬川、西部に牛津川、六角川、南部に塩田川があってそれぞれ有明海に注いでいる。本計画区はこれらの流域及びその他の有明海に注ぐ河川の流域を含んでいる。

地質は、北部山岳地帯は神埼花崗岩で東北部から中央部の山麓地帯は第4紀の旧期沖積層で、平坦部は新期沖積層となっている。天山山系は東松浦花崗岩で、石英閃綠岩、安山岩、玄武岩及び旧期沖積層からなり、西部は第3紀層の上に玄武岩類(鬼の鼻山、八幡岳等の山系)あるいは安山岩類(杵島山系、眉山等)がその上に重なり、標高が下がるにつれ第3紀層が露出し、平野部は沖積層になっている。南部は一部沖積層の発達した地区もみられるが、ほとんどの区域は安山岩に被われており、谷筋や山地の一部で讃岐岩、玄武岩が露出している。

土壤は、北部山岳地帯は花崗岩を母体とした土壤が多く、スギ造林地の適地が多く分布している。東部の乾性土壤ではヒノキ林が優先している。西部の第3紀層、安山岩類では砂壤土または壤土、玄武岩類では埴土または埴壤土となっており、地味は普通である。南部は粘土質土壤が広く分布し、他地区に比較してヒノキの適地が多い。

イ 気象

北部及び中央部の年平均気温は山間地で11°C、平坦地で16°Cである。年間降水量は山間地で2,000~2,400mm、平坦地では1,400~1,800mmである。西部は年平均気温16°C、年間降水量は山間地、平坦地とも2,000mmである。南部の年平均気温は、14~16°Cで、降水量は平坦地で2,500mm、多良岳山系では3,000mmと他と比較して雨量が多い。本計画区は北部山岳地帯を除いて気候は比較的温暖で、降雨量は南部ほど多い。

(2) 社会的経済的背景

ア 土地利用の状況

本計画区の面積は、159,534haで県総面積243,967haの65%にあたり、そのうち、森林面積は66,134ha(うち国有林10,414ha)で、林野率は41%である。農用地は、平坦地では米作が多く、北部山間部では高冷地野菜、山麓地帯でみかん等の果樹の生産が行われている。

イ 地域産業の概況

本計画区における平成23年度の総生産額は、20,087億円であり、県全体の75%を占めて

おり、そのうち第一次産業の総生産額は479億円(2%)で第二次、第三次産業に比べて著しく低い。

また、林業は第一次産業の4%(20億円)を占めるにとどまっている。

西部地域と南部地域では、比較的第一次産業の生産額比率が高く、県平均を上回っている。

(3) 森林・林業の概要

ア 森林資源等の状況

森林法第5条に基づく本計画区の民有林面積は55,070haで、本県民有林面積93,835haの58.7%を占めている。このうち、人工林が38,424ha(69.8%)、天然林が11,867ha(21.5%)、その他が4,779ha(8.7%)となっており、人工林率は県平均(67.5%)を上回っている。林種別面積、蓄積は下記の表のとおりとなっている。

森林資源の推移（5条森林）(単位：面積 ha, 蓄積 千m³)

区分		平成17年度	平成22年度	平成27年度	前期との増減
人工林	面 積	38,647	38,721	38,424	△297
	蓄 積	12,042	13,578	15,324	1,746
	ha当たり蓄積(m ³ /ha)	313	350	399	49
天然林	面 積	11,876	11,935	11,867	△68
	蓄 積	2,238	2,317	2,373	56
	ha当たり蓄積(m ³ /ha)	188	194	200	6
計	面 積	50,343	50,656	50,291	△365
	蓄 積	14,279	15,895	17,697	1,802
	ha当たり蓄積(m ³ /ha)	284	314	352	38
竹林面積		1,652	1,638	1,759	121
無立木地その他面積		3,137	3,060	3,020	△40
森林面積合計		55,132	55,354	55,070	△284
人工林率(%)		69.8	70.0	69.8	△0.2

※ 四捨五入により計は一致しない。

イ 森林資源の推移

過去10か年の森林面積の推移をみると、平成17年度は55,132ha、5年後の平成22年度は222ha増加し、55,354haとなり、平成27年度までに284ha減少し、55,070haとなった。

ウ 伐採及び造林の動向

伐採についてみると、平成23年度～平成27年度(見込)の実績が673千m³、年平均135千m³となっている。

造林については、平成23年度～平成27年度(見込)の実績が286ha、年平均57haとなっている。

エ 基盤整備の状況

平成27年度末(見込)における林道の整備状況は、343路線738km、13.4m/haで、林道密度では県平均の12.3m/haより高い水準となっている。また舗装率は81.1%となっており、県平均82.2%を下回っている。

オ 森林組合の現況

本計画区には、佐賀東部、富士大和、佐賀中部、武雄杵島、鹿島嬉野、太良町の6森林組

合がある。一方、森林組合の未組織市町村は三養基郡内の3町である。

佐賀東部森林組合については、平成15年度佐賀県森林組合改革推進委員会が策定した「佐賀県森林組合改革プラン」により平成26年4月1日に合併し、発足した。

力 保安林

本計画区の保安林指定面積は、平成27年度末（見込）で18,822ha（延べ23,835ha）で計画区民有林面積の34.2%を占めており、県平均の29.2%を上回っている。種類別にみると、水源かん養保安林15,732ha（計画区民有林面積の28.6%）土砂流出防備保安林2,904ha（5.3%）、その他保安林186ha（0.3%）となっており、保安林のうち水源かん養保安林が83.6%と最も大きい。

キ 自然公園

本計画区には、多良岳、脊振北山、川上金立、八幡岳、黒髪山、天山の6つの県立自然公園が指定されており、森林レクリエーションの場として親しまれている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（平成23年4月1日～平成33年3月31日）の前半5年分の実行結果及びその評価は次のとおりである。

（1）伐採立木材積

- ・主伐については、310千m³（実行率100%）と計画どおり達成できた。今後とも、再造林の効率化、低コスト化のための新作業システムの導入などにより、森林資源の循環利用を促進する。
- ・間伐については、造林補助事業や森林環境税事業等を活用するなどし、積極的に取り組んだ結果363千m³（実行率106%）となった。

（2）造林面積

- ・造林面積については、造林作業を伴う伐採が控えられたことから286ha（実行率38%）となつた。
- ・今後は、再造林の更なる効率化、低コスト化を図るとともに、天然更新も進めていく。

（3）間伐面積

- ・間伐の面積については、造林補助事業や森林環境税事業等を活用するなどし、積極的に取り組んだ結果9,035ha（実行率114%）となった。

（4）林道の開設及び拡張

- ・林道の開設については、近年の事業費の縮減に伴い7.7km（実行率41%）となった。今後とも計画に沿って林道の開設を進め、路網の充実を図る。
- ・また、林道の拡張についても、事業費の縮減に伴い9.3km（実行率52%）となった。今後も車両の安全走行、路体の維持のため、改良及び舗装の整備を進める。

（5）保安林指定面積

- ・保安林の指定については実面積ベースで18,822ha（実行率99%）となった。今後とも計画に従って保安林の指定を進める。

（6）治山事業の実施状況

- ・治山事業については、計画の52地区に対し39地区（75%）となった。今後とも、山地災害の復旧、予防対策など計画的に取り組む。

（7）要整備森林の整備状況

- ・要整備森林の整備については、県、市町による公的整備を進めた結果、造林13.2ha（実行率73%）、伐採145.9ha（88%）と概ね計画どおりとなった。今後とも計画的に整備を行う。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 基本方針

森林は、水源の涵養、県土の保全、山地災害の防止等の公益的機能の発揮及び木材等の林産物の供給を通じて、県民生活と深く結びついてきたところである。さらに近年では、森林が生物多様性の保全に寄与し、地球温暖化防止に貢献する等地球環境保全上の重要な役割に対する認識も深まりつつある。一方、木材の輸入増加等を主因とした、木材価格の長期低迷、森林整備の担い手の減少・高齢化などにより林業生産活動が停滞し、手入れがなされずに放置され、荒廃した森林が増えつつある。また、余暇時間の増大に伴い、森林の保健・文化・教育的な利用に対するニーズは一層高度化・多様化するものと考えられる。

このような現状の下で、森林の有する多面的な機能の高度発揮に対する県民の期待に応えていくためには、「森林保全ゾーン」「林業振興ゾーン」（II第2の1（2）参照）を念頭に、複層林施業、長伐期施業等の計画的な実施や天然生林の的確な保全・管理、木材資源の効率的な循環・利用のための適切な保育・間伐の実施など、森林を健全な状態に育成し、循環させるという森林資源の質的充実を基軸とした整備を図ることが必要である。

また、森林レクリエーションの場、森林教育の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場、都市と山村の交流の場等として森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

さらに、森林整備の基盤として、路網の整備促進を図るとともに、生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組むことが必要である。

上記を踏まえ、佐賀県では、平成24年3月に「新しい佐賀の森林づくりビジョン(ver. 2)」を策定し、新たな理念のもと森林づくりを進めている。このビジョンでは、森林の多面的機能の発揮を重視し、針葉樹人工林においては間伐を着実に推進しつつ、針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林づくりに積極的に取り組むとともに、森林資源の持続的利用を図るため、適切な施業を計画的に実行していくこととしている。

今回樹立する佐賀東部地域森林計画では、森林・林業基本計画及び全国森林計画に即し、また「新しい佐賀の森林づくりビジョン(ver. 2)」の理念及び地域の特性を踏まえ、森林の整備の目標、森林施業、林道の開設、森林の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。

(2) 計画期間中の重点施策

ア 多様なニーズに応える多様な森林づくりの推進

全国森林計画に示された森林の姿を具体化するとともに、「新しい佐賀の森林づくりビジョン(ver. 2)」の理念を実現するため、県民協働により10年間で5万haの森林整備や100万本の広葉樹植栽などをを行う「こだまの森林づくり」として、次に掲げる事項に取り組む。実施にあたっては、これらの取り組みを重点的に実施する地域を設定し、投資効果を高めるとともに、他の地域に対して取り組みの成果を広げていくことを目指す。

（ア）水資源を守る森林整備

- 人工林については、それぞれの立地条件にあった適正な整備を図りつつ、長伐期林、複層林等に誘導し、森林資源の多様化を図る。また、県民の多様なニーズを踏まえ、風致・景観等にも配慮し、広葉樹造林及び針広混交林の造成を推進する。
- 本計画区の森林資源は着実に充実しつつあるものの、人工林の齢級別面積は10齢級を中心としたピラミッド型の構成で、間伐を必要とする林分が依然として多い。

このため、市町、森林組合と連携した普及指導に努めるとともに、間伐施業の共同化、作業路網の整備、高性能林業機械の導入等条件整備を図り、効率的な間伐を推進する。

(イ) 防災につながる森林整備

台風や集中豪雨に起因する土砂の崩壊等に伴う山地災害に対処するため、以下の点を推進する。

- a 山地災害危険地区の整備
- b 水源涵養機能の維持・向上のための水源山地の森林整備
- c 快適な生活環境を保全形成するための生活環境保全林整備事業を含めた都市周辺の整備
- d 水源の涵養、土砂流出の防備、公衆の保健を目的とした保安林指定の推進
- e 保安林機能の質的向上に資するための除伐・間伐の積極的な実施

(ウ) うるおいとやすらぎのある森林・生命を育む森林整備

森林浴などの場として親しまれる森林、及び野生動植物などの自然環境を保全する必要のある森林については、本来の自然植生に十分注意を払いながら保全管理するとともに、必要に応じ広葉樹林の育成や針広混交林への誘導を図る。また、以下の施策を推進し森や緑を育成していく。

- a 県単独事業や、緑の基金事業等も活用した彩りのある緑づくりの推進
- b 生態系の保全等を図るための、緑化用苗木の県内生産の推進

(エ) 木材等環境資源の生産に対応した森林整備

木材は、二酸化炭素の貯蔵、排出抑制を通じて地球温暖化防止に貢献するとともに、人に心地よい感覚を与えたり、再生産が可能であるなど、人と環境に優しい資材である。また、木材の利用により、地域の林業を活性化させ、森林整備を促進することで、森林の多面的機能の発揮が期待される。このことから、森林の健全性を確保し、需要に応じた木材を供給するため、以下の施策を推進する。

- a 森林の適正な管理を行い、林業生産を活性化するには、素材等の生産コストを縮減することが重要であるため、施業の集団化や機械化により効率化を図るとともに、林道、作業道等の生産基盤の整備を積極的に推進する。
- b 自然条件や経営目的に応じ、適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐（モザイク的）を推進し、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進する。また、伐採跡地については確実な更新を図る。

イ 多様な主体による森林整備の推進

(ア) 県民協働による森林づくり

森林は、水源の涵養、県土の保全、生活環境の保全、保健休養の場の提供、木材等林産物の供給など多様な機能を有しており、県民生活に限りない恵みを与えていている。

このかけがえのない県民共通の財産である森林を育て、次の世代までしっかりと引き継いでいくために森林所有者、県民、団体・関係機関が一体となって森林づくりを推進する。

- a 県民共有の財産である森林の適正な整備・保全のため、N P O や森林ボランティアの育成、強化を図るとともに、県民の意見や要望を取り入れ、企画段階から県民の参加を促進するなど、県民協働による森林づくりを推進する。
- b 森林所有者は、施業の共同化、省力化などと併せ、造林補助事業の取り組みなどにより、森林整備の推進を図る。
- c 環境保全などの面から重要な森林で、所有者の努力では多面的機能の発揮が期待されない森林については、公的な関与により森林整備を推進する。

また、造林関係補助金及び森林整備地域活動支援交付金等を通じ、森林整備に対する支援を行う。

さらに、森林・林業に関する調査、試験研究、技術開発、普及指導等を推進するとともに、特に不在村森林所有者等に対し、森林整備の必要性など普及啓発活動を推進する。

(イ) 森林整備の担い手の育成

a 森林の整備全体を俯瞰すれば、その大半が林業従事者によって担われていることに変わりない。しかしながら、本県における林業従事者は農山村の過疎化等から急速に減少しており、森林の整備が停滞し、森林の多面的機能の維持発揮の上からも憂慮される事態となっている。本計画区においても同様であり、林業従事者の所得・福利厚生の両面から改善する必要がある。

このため、林業従事者に対する社会保障制度の充実、雇用の安定化・長期化及び就労条件の向上に努め、新規就労の促進を図るものとする。また、林業従事者の育成や、林業労働安全衛生対策等を推進し、林業従事者の就労環境の向上を図る。

b 地域林業の中核となっている森林組合は6組合設立されている。今後、適正な森林施業のもと、林産事業の拡大、木材需要の多様化等に対応できる強固な組織として体制整備を進めることが課題であり、このためには、未組織市町村を含めた組織の再編強化を図るため広域合併を推進する。

一方、生産森林組合についても、大部分が木材価格の低迷等から生産基盤が弱く苦しい経営状況に置かれている。生産森林組合は、地域林業の担い手であることから、組織強化を図り、適正な森林管理の実行による経営の健全化及び組合指導者の育成を行うことなどにより、経営の改善を図る。

また、素材生産業者等の林業事業体についても組織が脆弱であり、質の高い事業体の育成強化を図るため、経営の活性化・効率化及び加工流通部門との円滑な連携を推進する。

ウ 森林の多様な活用の推進

(ア) 木材等森林資源の持続的利用

a 近年新設木造住宅の減少、代替品の進出、材価低迷等に伴い、林業の生産活動は停滞している。このような状況を開拓するためには、各般にわたる県産材の需要拡大がきわめて重要である。このため、木材利用の普及啓発の強化、公共事業への木材利用の推進、

公共施設の木造・内装木質化、県産材を使った木造住宅の新築等に対する助成などにより、木材需要の拡大を図る。また、木材の利用が森林整備の促進や、地球温暖化の抑止、あるいは健康の増進等につながることへの県民の理解を深めるため、普及啓発活動を推進する。

b 伐採から製材まで一定の基準で管理・生産する県産乾燥材や、間伐材を利用した丸棒加工場や集成材工場など、用途別に生産・加工・流通の各部門の連携強化等による県産材の安定供給体制の整備、マーケティング活動の展開等を推進する。

c 県産シタケや新たな産品の生産促進と消費拡大、地産地消に努める。県民にとって安心・安全な食品の提供と、林家の短期収入源として、特用林産物の生産促進と需要拡大を図る。

d 林地残材や製材工場で発生するおが屑、建設発生木材等、木質バイオマスを環境への負荷の小さいエネルギー源として利用することが注目されている。地球温暖化防止、循環型社会の形成、林業の活性化といった観点から、未利用木質バイオマスの利用を推進する。

(イ) 森林の多角的利用

森林及び山村地域は、その自然景観や山村が伝統的に育んできた文化等により、都市住民に安らぎとうるおいを与えていた。

このような中、近年、森林療法（森林セラピー）に対する関心が高まっている。

本計画区においても、このような特色ある資源の掘り起こしを行うなど、森林総合利用を通じた都市との交流を推進し、山村の活性化を図る。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象となる森林の区域は下記のとおりとする。

なお、下記の森林については、次の(1)～(3)までの事項の対象となる。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に基づく開発行為の許可

(2) 森林法第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出

市町村別森林面積

(単位：ha)

区分	面 積	備 考
総 数	55,070	
東部農林事務所	8,192	
鳥栖市	1,443	
基山町	909	
みやき町	447	
上峰町	59	
神埼市	4,519	
吉野ヶ里町	816	
佐賀中部農林事務所	21,007	
佐賀市	14,473	
多久市	4,797	
小城市	1,737	
杵藤農林事務所	25,871	
武雄市	10,080	
大町町	333	
江北町	373	
白石町	853	
鹿島市	4,057	
嬉野市	6,422	
太良町	3,752	

※1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

※2 森林計画図の縦覧場所は、佐賀県県土づくり本部森林整備課及び関係農林事務所並びに関係市役所、町役場とする。

※3 四捨五入により計は一致しない。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案の上、森林の有する機能ごとにその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を、次のとおり定める。

区分	森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林の姿
森林保全ゾーン	水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、大気の浄化、騒音や粉塵等の影響を緩和し、良好な生活環境を保全するためには、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
	保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有し、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション機能の維持増進を図る施設が整備されている森林
	文化機能	史跡、名勝等が存在する森林、又は、これらと一体的となり、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
	生物多様性保全機能	一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林
林業振興ゾーン	木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健/レクリエーション機能、文化既往、生物多様性保全機能をの発揮を期待する「森林保全ゾーン」、木材等生産機能の発揮を期待する「林業振興ゾーン」に区分し、各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮にも配慮しつつ、育成单層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫等被害の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

なお、発揮を期待する機能に応じた森林の区分ごとの森林整備の基本方針については、以下のとおり定めることとする。

ア 「森林保全ゾーン」

特に水源涵養機能又は山地災害防止機能を増進させる必要のある森林について、良質な水の安定供給又は災害に強い県土基盤を形成する観点から、水源涵養又は山地災害防止の機能/土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、複層林施業や長伐期施業など、高齢級の森林への誘導等を基本とする森林整備を推進すると共に、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源の涵養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山腹の安定等を図る必要がある場合には、山地保全対策に努め、県土の保全と安全で住みよい環境の整備を図る。

また、県民の快適かつ文化的な生活環境の保全のため、県民のニーズに応じて樹種の多様性を維持・増進すると共に、生活環境の保全、保健、風致の保全等のための保安林の指定やその適切な森林管理を推進することとする。

なお、とりわけ、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

イ 「林業振興ゾーン」

特に木材等生産機能を増進させる必要のある森林について、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐の実施を推進することとする。

この場合、施業の集団化や機械化及び路網の整備を通じた効率的な整備を推進することとする。

具体的には、自然条件や経営目的に応じ、適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐を推進し、森林の健全性を確保することにより、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、高い成長量を有する単層状態の森林や、群状・帶状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な立木が存する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(単位 面積：ha，蓄積：m³/ha)

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林面積	38, 329	38, 122
	育成複層林面積	95	578
	天然生林	11, 867	11, 691
森林蓄積		352	403

※ 育成单層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林：森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

立木の伐採の標準的な方法及び立木の標準伐期齢については、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壤等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

ア 皆伐

主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の計上、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、保残帯を設け、伐採箇所については的確な更新を図ることとする。

イ 択伐

主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町村の区域に生育する主要な樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとすること。

なお、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を強要するためのものではない。

地 区	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	クヌギ	その他の広葉樹
佐賀東部 計画区	35年	40年	30年	10年	15年

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

造林を行う際の樹種選択規範である造林樹種、造林の標準的な方法及び植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

木材生産等を念頭に置いた、スギ、ヒノキ等針葉樹やクヌギ等有用広葉樹のほか、特に生態系や景観の保全等を主たる目的とする場合には、地域に生育する母樹から育てられた苗木等を活用するなど、郷土樹種による造林を推進する。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとすること。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないよう、将来、当該森林が特に発揮すべき機能や生産を目指す木材の種類等に応じて幅広く定めるものとすること。

(単位：本/ha)

樹種	仕立方法	植栽本数
スギ	中仕立て	2,000～3,000
ヒノキ	中仕立て	2,000～3,000
クヌギ	中仕立て	2,000～3,000

(イ) 人工造林の標準的な方法に関する指針

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理すること、また、林地の保全に配慮すること。

b 植付け方法

気候その他の立地条件及び既往の植え付け方法を勘案して植え付け方法を定めるものとし、適期に植え付けること。

なお、適期とは苗木の成長開始の直前とし、2月～4月を目安とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(ア) 伐採跡地の更新については、森林の有する公益的機能の早期回復と森林資源の造成を図るため、皆伐に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、おおむね2年以内に更新を完了すること。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了すること。

(イ) 保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽すること。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新を行う林分は気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによって森林を維持造成することが可能であり、かつ当該維持造成によって木材等生産機能または公益的機能の発揮が確保される林分とする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

針葉樹、カシ類、ナラ類、クス、イス、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等とし、市町村森林整備計画で定める樹種とする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新は、主としてぼう芽及び天然下種更新とし、林床の状況等から天然稚樹の発生、生育が不十分な箇所について必要に応じ地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うことを定めるものとすること。

- a 地表処理は、かきおこし、枝条整理等の作業を、ササや粗腐植の堆積等により、天然更新が阻害されている箇所について行うことを定めるものとすること。
- b 刈出しは、ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うことを定めるものとすること。
- c 植込みは、天然下種更新の不十分な箇所について行うことを定めるものとすること。
- d ぼう芽による更新を行う樹種はシイ類、カシ類、ナラ類等とし、目的樹種の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、苗木の植込みを行うことを定めるものとすること。
なお、天然更新の完了を確認する方法及び期待成立本数については、附録の「天然更新の完了判断基準」を規範とし、市町村森林整備計画で定めるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の更新については、森林の有する公益的機能の早期回復と森林資源の造成を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、おおむね5年以内に更新を完了すること。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

人工植栽により造成された森林や種子を供給する母樹が存しない森林のほか、近隣の伐採跡地における更新樹種の生育状況、森林の機能の早期回復に対する地域住民等の社会的要請などを勘案したうえで、天然更新が期待されないものについて、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定すること。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関する事項については、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めること。

なお、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、市町村森林整備計画で定められる、平均的な間伐実施時期の間隔に従って間伐を行うこと。

樹種	施業体系	間伐時期(年)			間伐率 (本数率)	間伐の方法
		第1回	第2回	第3回		
スギ	中仕立	16～20	21～25	26～30	おおむね20～40%	原則として九州地方林分
ヒノキ	中仕立	16～22	23～29	30～35	おおむね20～40%	密度管理図を利用。

※植栽本数 3,000本/ha の場合とする

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めること。

種類	樹種	実施年齢・回数										備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～15～20～25	
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1					造林木が雑草木の被圧状態になる前に、全刈、筋刈、坪刈等の方法により実施し、造林木が被圧されなくなるまで行う。雑草木の繁茂が著しい場合には、年2回実施する。実施時期は6～8月。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1				
つる切り	スギ				←-----→							下刈と併行、下刈終了後ツル類の繁茂に応じて効率的に行う。実施時期は6～9月。
	ヒノキ				←-----→							
枝打ち	スギ						←----→←----→					実施時期は11～3月。
	ヒノキ						1回目 2～3回					
除伐	スギ				←-----→							目的樹種の完全成材の支障となる広葉樹、かん木類を除去する。造林木の状況により形質生長の不良木を除去する。
	ヒノキ					↓	↓	↓	↓			

※植栽本数 3,000本/ha の場合とする

市町内において間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図ること。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。

このうち、公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を公益的機能別施業森林として設定することとする。

公益的機能別施業森林は、基本的に県が定める「森林保全ゾーン」内において次の事項を指針として市町村森林整備計画において設定し区域内における森林施業方法については自然的社會的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受任し得る範囲内で定めなければならない。

また、県が定める「林業振興ゾーン」内に存在する森林であって、林木の生育が良好で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林については、木材生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域として設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとるが、その際、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域設定の基準に関する指針

森林の公益的機能を高度に発揮することが求められる森林とする。求められる機能に応じて市町村森林整備計画において以下の区域を設定することとする。

なお、それぞれの区域は重複を認めることとする。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(水源涵養機能維持増進森林)

水源涵養機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、個々の森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林について定めるものとすること。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林）

山地災害防止機能／土壤保全機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とする。

個々の森林の立地条件や森林の内容を踏まえてダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林について定めるものとすること。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(快適環境形成機能維持増進森林)

快適環境形成機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、地域住民に日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人为的要因の影響を緩和し、気温や温度を調節する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林について定めるものとすること。

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(保健・文化機能維持増進森林（生物多様性保全を含む）)

観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林や、史跡・名勝が存在、又は、これらと一体的となり潤いのある歴史的風致を構成している森林であって、身近な自然

や自然とのふれあいの場として住民等に憩いと学びの場を提供している森林について定めるものとすること。

生物多様性保全森林については地域的に希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがって特有の生物が生育・生息する渓畔林を構成する森林について定めるものとすること。

イ 森林施業の方法に関する指針

区域が重複している森林については公益的機能の発揮に支障が生じることがないよう施業方法を定めることとする。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(水源涵養機能維持増進森林)

当該森林においては伐期の間隔の拡大を行うとともに、次の条件のいずれかに該当する森林については、モザイク的な小面積皆伐を推進することとする。

- a 地形について
 - (a) 標高の高い地域
 - (b) 傾斜が急峻な地域
 - (c) 谷密度の大きい地域
 - (d) 起伏量の大きい地域
 - (e) 渓床又は河床勾配の急な地域
 - (f) 掌状型集水区域
- b 気象について
 - (a) 年平均又は季節的降水量の多い地域
 - (b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- c その他
大面積の皆伐が行われがちな地域

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林）

当該森林においては伐期を標準伐期齡の概ね2倍以上とするとともに、モザイク的な小面積皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うこととする。

- a 地形について
 - (a) 傾斜が急な箇所であること。
 - (b) 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。
 - (c) 山腹の凹曲線部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。
- b 地質について
 - (a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
 - (b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
 - (c) 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。
 - (d) 流れ盤となっている箇所であること。
- c 土壌等について
 - (a) 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること。
 - (b) 土層内に異常な滯水層がある箇所であること。
 - (c) 石礫地からなっている箇所であること。
 - (d) 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所であること。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(快適環境形成機能維持増進森林)

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、モザイク的な小面積皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うこととする。

- a 都市近郊林等に所在する森林であつて郷土樹種を中心とした安定した林相をなし
ている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(保健・文化機能維持増進森林（生物多様性保全を含む）)

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、モザイク的な小面積皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うこととする。

また、特に、地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合については市町村森林整備計画においてその旨を記述することとする。

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であつて主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されてい
る森林
- d 地域的に希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区 域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域設定の基準

木材として利用することに適した樹木により構成され、その生育が良好な森林であつて、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林とする。

区域については市町村森林整備計画で定めることとし、公益的機能別施業森林との重複を認める。

イ 森林施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、林道網の骨格となる林道が着実に整備されてきており、今後は森林施業の効率的な実施に必要な支線的林道等基幹路網の整備を積極的に行う。

基幹路網の整備に当たっては、傾斜や地質等に応じて高性能林業機械による作業システム等に最も効率的な路網配置を計画するとともに整備コストの縮減に努める。

また、既存の森林作業道等のうち、今後も継続的に活用されるものは恒久的な路網として改良を行い、林道として認定を行うなど既存ストックの活用により効率的かつ経済的な整備に努める。

○基幹路網の現況

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	343	738
うち林業専用道	5	4

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度水準

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	架線系作業システム
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100m/ha 以上	35m/ha
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75m/ha 以上	25m/ha
	架線系作業システム	25m/ha 以上	25m/ha
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60m/ha 以上	15m/ha
	架線系作業システム	15m/ha 以上	15m/ha
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

林業振興ゾーンにおいて、傾斜区分が25°以下かつ林道等からの最大集材距離・搬出距離が200m以下である区域については、林道等基幹路網の整備と併せて森林作業道等を積極的に開設し、効率的な森林施業を行うための基盤整備を推進することとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

国が定めた林道専用道作設指針、森林作業道作設指針に準じるとともに知事が定めた各指針に則り開設することとする。

(5) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ

林業を專業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域等にあっては、森林組合等への長期の施業委託を促進するものとする。

イ 森林経営規模の拡大に関する方針

市町、農林事務所（森林総合監理士・林業普及指導員）、森林組合や林業事業体等は、地域林業の活性化のために、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業集約化等を推進するため、施業内容やコスト等を明示する提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、県においては、実務を担う森林施業プランナーの育成や能力向上に対する支援、関係部署との連携による境界の明確化や所有者情報の把握・提供に努めることとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体质強化

森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、零細規模の事業体の組織化、森林組合の広域合併及び施業の協業化等による経営規模の拡大及び林業機械化の促進等による組織・経営基盤の安定・強化を推進するなど林業事業体の体质強化を図るものとする。

イ 林業就業者の養成及び確保

林業事業体の体质強化により作業間断時の就労に必要な施設の整備、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険制度及び退職金共済制度等への加入を促進し、就労条件の改善を図る。また、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の向上を図り、若年就業者にとって魅力ある労働環境の整備に努めるものとする。

さらには、林業就業者の段階的な技術研修等を実施し、専門的知識・技能の修得、技術の向上による人材の養成に努めるものとする。

ウ 林業後継者の育成

林家の子弟等が林業に関心を持ち続け林業に就労しうる環境を醸成するとともに、林研グループ等若手林業後継者の活動を支援し、林業後継者を育成・確保するものとする。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物の生産等複合経営の導入、生活環境の改善等に努めるものとする。

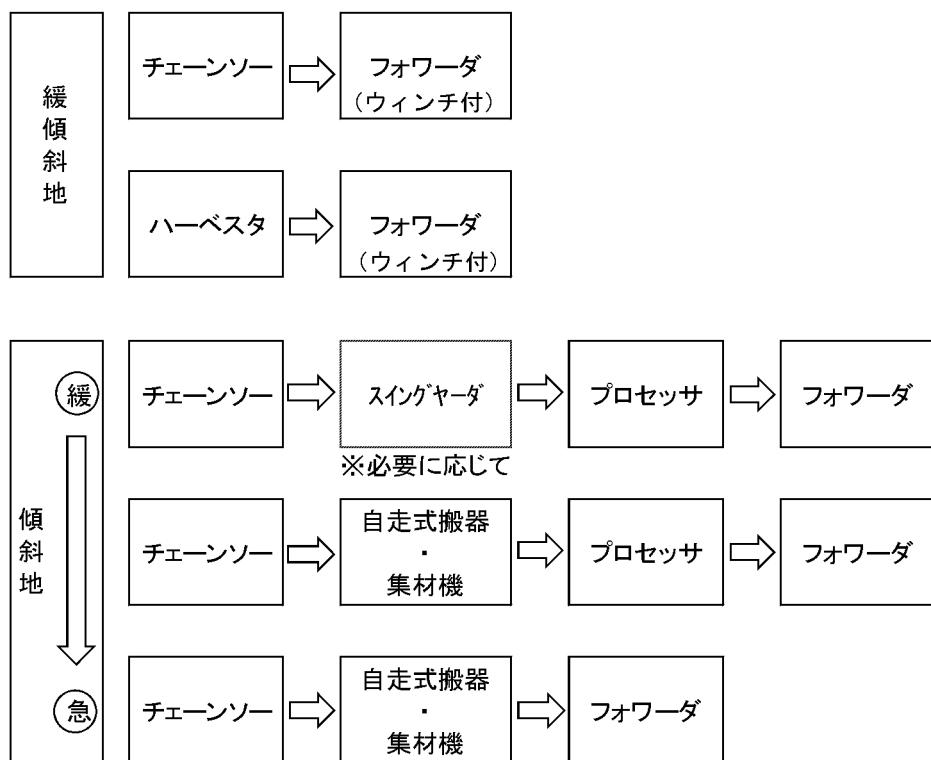
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林の多様な機能を持続的に発揮できる施業を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めていくため、間伐等非皆伐作業及び小面積皆伐作業を効率的に実施し、地域の作業条件にきめ細かく対応しつつ、労働強度の軽減と省力化を図る作業システムの構築を目指す。

○高性能林業機械の作業システムの目標

現地の状況に応じ、スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ等による集材・造材・運搬を行うなど、木材生産コスト縮減を図る。なお、環境負荷低減の観点から、機械作業による土壤の攪乱、締め固め及び残存木への被害を極力抑えることに配慮することとする。

なお、指向すべき高性能林業機械システムの目標は次のとおりとする。



(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

流域を単位として計画的な木材生産を推進し、伐出の共同化の促進等により出材ロットの拡大を図るとともに、原木の流通拠点である原木市場に自動仕分機の導入、土場の拡張等施設の合理化に努めるものとする。また、佐賀西部地域において集成材工場やバイオマス発電施設整備に伴い、これまで以上に低質材の需要が増加することから、それに対応した流通体制の整備についても考慮するものとする。

イ 木材加工の合理化

地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るために、高性能機械の導入による製材工場等の近代化や高次加工工場の導入等に努めるものとする。特に小径木、中径並材の生産の増加が見込まれる地域については、小中径木を対象とした小品種量産工場との連携に努めることとする。また、これら量産工場及び高次加工工場等との連携による、地域集積のメリットを生かすため、木材加工体制の再編整備に努めるものとする。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、佐賀東部流域森林・林業活性化センターの活動を支援し、地域材の产地形成の推進などについて地域の林業関係者等の合意形成に努めるものとする。

(5) その他必要な事項

用排水施設、集落広場、保健増進施設等の生活環境等の整備に努めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 : ha)

市町村	所在 地区(大字)	面積	留意すべき事項	備考	
佐賀東部 計画区計		(5,013) 18,736	「保安林」につ いては、各保安 林の指定施業要 件により保全機 能の確保を図る ものとする。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 水害防備保安林 干害防備保安林 落石防止保安林 魚つき保安林 航行目標保安林 保健保安林 風致保安林	15,663 (2,694) 2,887 1 2 116 2 1 2 (2,297) 54 (22) 8
東部農林 事務所計		(515) 2,366	"	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林	1,864 (171) 423 48 (344) 31
鳥栖市	柚比町・神辺町・河内町・河内町貝方・ 河内町転石・牛原町・山浦町・平田町・ 立石町・村田町	(24) 509	"	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林	364 94 20 (24) 31
基山町	園部・宮浦・小倉	(66) 220	"	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林	128 92 (66) —
みやき町	(中原) 原古賀・簗原 (北茂安)	(57) 85	"	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林	54 31 (57) —
上峰町	堤	(54) 55	"	水源かん養保安林 保健保安林	55 (54) —
神埼市	(神埼) 志波屋・的・城原・尾崎 (脊振) 鹿路・服巻・広瀧	(201) 1,087	"	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林	879 (171) 180 28 (30) —
吉野ヶ里町	(東脊振) 松隈・石動・三津 (三田川)	(113) 410	"	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林	384 26 (113) —
佐賀中部 農林事務 所計		(1,679) 8,721	「保安林」につ いては、各保安 林の指定施業要 件により保全機 能の確保を図る ものとする。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 水害防備保安林 干害防備保安林 保健保安林	7,108 (1,108) 1,559 2 47 (571) 5
佐賀市	(佐賀) 金立・川久保 (大和) 松瀬・名尾・梅野・久池井・八 反原・川上・久留間 (南山) 下熊川・内野・上熊川・鎌原・ 芭木・市川・杉山・古湯・畠瀬 (北山) 栗並・大串・大野・中原・麻那 古・下無津呂・上無津呂・藤瀬・ 古湯・下合瀬・上合瀬 (小閑) 閔屋・小副川 (三瀬) 杠・三瀬・藤原	(459) 5,422	"	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 水害防備保安林 保健保安林	4,255 (290) 1,160 2 (169) 5
多久市	多久町・板屋・多久原・小侍・納所・別 府・下多久・花祭・長尾	(668) 2,194	"	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林	1,980 (463) 214 (205) —
小城市	(小城) 松尾・岩藏・畠田・晴氣・池上 (三日月) 織島 (牛津) 上砥川	(552) 1,105	"	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林	873 (355) 185 47 (197) —

(単位：ha)

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市町村	地区（大字）				
杵藤農林事務所計		(2,819) 7,649	「保安林」については、各保安林の指定施業要件により保全機能の確保を図るものとする。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 落石防止保安林 魚つき保安林 航行目標保安林 保健保安林 風致保安林	6,691 (1,415) 905 1 21 2 1 2 (1,382) 18 (22) 8
武雄市	(武雄) 武雄・富岡 (橋) 芦原・片白・大日・永島 (朝日) 中野・甘久 (若木) 本部・川古 (武内) 真手野 (東川登) 永野・袴野 (西川登) 小田志・神六 (山内) 大走・鳥海・宮野・大野 (北方) 大渡・芦原・大崎・志久	(515) 2,155	#	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 落石防止保安林 保健保安林 風致保安林	1,691 (345) 463 1 (148) — (22) —
大町町	福母・大町町	(100) 133	#	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林	109 (54) 24 (46) —
江北町	山口	48	#	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	11 37
白石町	(白石) 馬洗・堤・湯崎 (有明) 辺田・田野上・坂田・深浦・	(102) 175	#	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林 風致保安林	109 61 (102) — 5
鹿島市	飯田乙・飯田丙・音成乙・音成丙・音成丁・古枝乙・山浦甲・山浦丁・山浦戊・山浦乙・山浦丙・三河内甲・三河内乙・三河内丙・三河内丁・三河内己・三河内戊	1,241	#	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 風致保安林	1,189 48 1 3
嬉野市	(塩田) 谷所甲・谷所乙・谷所丙・五町田甲・五町田乙・大草野甲・大草野丙・馬場下乙・馬場下甲・久間丙・久間甲・久間丁 (嬉野) 吉田甲・吉田乙・吉田丙・吉田丁・下野甲・岩屋川内甲・岩屋川内乙・岩屋川内丙・不動山丙・不動山乙・不動山甲・下宿丙・下宿乙・下宿丁・下宿甲・下野丙・下野乙	(331) 1,394	「保安林」については、各保安林の指定施業要件により保全機能の確保を図るものとする。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 落石防止保安林 保健保安林	1,160 213 20 1 (331) —
太良町	糸岐・多良・伊福甲・大浦己・大浦丁	(1,771) 2,503	#	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 魚つき保安林 航行目標保安林 保健保安林	2,422 (1,016) 59 1 2 (755) 18

※平成26年度末で保安林指定が確定した面積を計上

（ ）書きは兼種保安林

（2）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
該当なし

（3）土地の形質変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標及びその森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。

また（2）に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意するものとする。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に

立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

ア その行為が、開発の許可を要するものについては、森林法第10条の2第2項の各号を満たす計画であること。

イ 許可制の適用を受けない開発行為にあってもアの主旨に沿って行われるよう努めること。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」に則し、森林に関する自然的条件、社会的要請により公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林として指定する。

保安林に指定した森林のうち、急傾斜地など立地条件が悪く、森林所有者の自助努力によっては適正な整備が見込めない森林については、治山事業等の公的関与による森林整備を推進することとする。

(2) 保安施設地区に関する方針

水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険防止、火災の防備のいずれかの目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において保安施設地区として指定する。

なお、保安施設地区としての指定有効期間の満了の時に森林であるものは、既に保安林となっているものを除き、保安林へ転換し、管理するものとする。

(3) 治山事業に関する方針

第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設整備を行う。

また、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて在来種による緑化など生物多様性の保全に努めることとする。

(4) 特定保安林の整備に関する方針

指定の目的に即して機能を発揮していないと認められる保安林であって、その区域内に下層植生や土壤の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するために早急に施業が実施されることが相当であり、かつ、施業を行うことにより早期に機能の回復・増進が図られると見込まれる森林（要整備森林）を含むものについては当該保安林を特定保安林として指定する。

特定保安林及び要整備森林の所在や実施すべき施業の方法及び時期等については第6の6に示す。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

ア 松くい虫被害については、森林資源として重要な松林を保全するために松林の整備を行ふとともに、徹底した松くい虫被害対策を図る。

特に、森林病害虫等防除法第7条の5第1項の規定により指定された高度公益機能森林及び被害拡大防止森林並びに同法第7条の10第1項の規定により策定される地区実施計画の対象松林（以下、「対策対象松林」と総称する。）については、周辺環境や被害状況等を総合的に考慮し、松林ごとに適した防除を計画的に推進するため、「松くい虫被害対策事業推進計画」を策定する。

なお、市町長は、当該市町の区域内の対策対象松林における自主的な被害対策の推進を図るため、「松くい虫被害対策事業推進計画」に即して、「松くい虫被害対策自主事業計画」を策定するものとする。

また、これらの計画については、次に掲げる事項について定めることとし、計画期間は策定年度の4月1日を始期とする5カ年間とする。

(ア) 松くい虫被害対策推進計画

- a 松くい虫被害対策事業の実施方針
- b 松くい虫被害対策事業の実施に関する基本計画
 - 松くい虫防除実施事業の基本計画
 - 松林健全化整備事業の基本計画
 - 樹種転換実施事業の基本計画
- c その他松くい虫の被害対策に関連する事業に関する事項

(イ) 松くい虫被害対策自主事業計画

- a 自主事業計画の対象松林の区域
- b 自主防除事業の実施計画
- c 松林健全化整備事業の実施計画
- d 樹種転換実施事業の実施計画

イ ナラ枯れについては、現在は本州の日本海側を中心に発生しているが、防除においては、被害の発生を迅速に把握し初期段階で防除を行うことが重要であることから、被害発生への注意喚起を行うこと等により、被害監視体制を整備するとともに、必要に応じて里山等における広葉樹の整備を通じた被害の未然防止を検討していくこととする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による被害については農地が中心となっているが、里山を中心とした森林においても被害が発生していることから、有害鳥獣対策担当部局と連携し、被害の防止に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

ア 林野火災の予防に関する事項

林野火災の発生件数は減少傾向にあるが、入林者が増加する春を中心として、防火意識を高める啓発活動を行うとともに、林野火災の拡大を防止するため、必要に応じ防火線、防火水槽等の施設を設置する。

イ 火入れに関する事項

森林病害虫の駆除等のための火入を行う際には市町村森林整備計画に定められる留意事項に従って行うこと。

(4) その他必要な事項

ア 森林の巡視に関する事項

森林の巡視の際は、火災の防止、有害鳥獣若しくは病害虫による被害の防止、風水害、その他災害による被害の防止に努めること。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の被害を防止するため、必要な保護標識等を設置するものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成や周辺における森林レクリエーションの動向、森林療法（森林セラピー）に対する要望等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適當と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適當であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

（1）保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源かん養機能や国土保全機能等森林の有する諸機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとすること。

また、利用者が快適に散策などを行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとすること。

（2）保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとすること。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定め、施設の高さを検討するうえでは、施設周辺の期待平均樹高も考慮するものとすること。

（3）その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保してきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとすること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積 : 千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	1,833	1,777	56	936	880	56	897	897	-
前半5カ年の 計画量	822	794	28	385	357	28	437	437	-

2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間伐面積
総 数	19,458
前半5カ年の計画量	9,258

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,852	90
前半5カ年の計画量	781	45

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(開 設)

(単位 延長 : Km , 面積 : ha)

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置	路 線 名	延 長	利 用 区 域面 積	前半 5 カ年 の計画箇所	対図面 番 号	備 考
開設	自動車道	林 道	鳥栖市	河内 1 号 河内 2 号 河内 3 号 河内 4 号 小 計 (4 路線)	0.7 0.8 0.8 0.4 2.7	40 30 40 40 40		5005 5006 5007 5008	
			基山町	契山 (1 路線)	1.8 1.8	62		4310	
			みやき町	寒水川 1 号 寒水川 2 号 小 計 (2 路線)	0.7 0.4 1.1	25 30 30		6000 5009	
			佐賀市	小切 杉ノ本 西原后浦 后浦支線 鈴隈 嘉瀬 1 号 嘉瀬 2 号 大野原西 神水川 小 計 (9 路線)	0.7 1.4 2.5 1.0 1.8 1.2 0.8 1.8 1.7 12.9	25 32 34 12 12 75 90 110 120 12.9		6226 5244 5001 5002 5003 4007 4008 4154 4155	
			多久市	伯父山 堤口 徳蓮 小 計 (3 路線)	1.0 0.3 1.5 2.8	88 50 70 88		4269 4272 4267	
			神埼市	神之隈 三谷～仁比山 小 計 (2 路線)	1.2 0.8 2.0	40 18 40		5179 6151	
			武雄市	本部・眉山 四方殿 木登沢 下山 小越 小越～スラン谷 柴折 徳蓮岳 小 計 (8 路線)	1.8 0.2 0.5 0.5 1.8 2.3 2.0 2.5 11.6	34 30 10 12 20 42 52 80 11.6		5739 5727 6736 6733 6732 5724 4720 4723	
			大町町	前髪 聖岳 2 号 小 計 (2 路線)	0.8 0.2 1.0	32 60 32		5743 4724	
			鹿島市	松ノ坂 (1 路線)	2.6 2.6	62		4803	
			嬉野市	藤山 (1 路線)	0.2 0.2	72	○	4861	
			太良町	古賀倉支線 角の内 黒木岳 小 計 (3 路線)	0.8 1.5 1.5 3.8	11 74 42 3.8	○	4013 4811 5820	
			小 計	(36 路線)	42.5				

(開 設)

(単位 延長:Km, 面積:ha)

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	多久市	灰の元	1.5	22	○	6005	
			小計	(1路線)	1.5				
			小城市	北山	2.1	57	○	4285	
			小計	(1路線)	2.1				
			神埼市	前田	0.3	36	○	5208	
				竜作	2.6	54	○	5209	
			小計	(2路線)	2.9				
			武雄市	鳥海～踊瀬	1.3	40	○	5750	
			小計	(1路線)	1.3				
			小計		(5路線)	7.8			
			合計		(41路線)	50.3			

(改 良)

(単位 延長:Km, 面積:ha)

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図面 番号	備考
改良	自動車道	林道	佐賀市	市川	0.1	83	○	4122	
				山神	0.1	54	○	4145	
				雷山	0.1	115	○	4123	
				雷山横断	0.1	1,517	○	1008	
				板の原	0.1	112	○	4131	
			小計	(5路線)	0.5				
			鳥栖市	九千部山横断	1.2	1,582		1009	
				一の坂・河内	0.1	83		4000	
				横井	0.1	50		4300	
				鳥越	0.1	45		5302	
				頭野・芳谷	0.1	76		4301	
			小計	(5路線)	1.6				
			基山町	九千部山横断	0.3	72		1009	
				寺谷	0.2	140		4304	
				一の坂・河内	0.1	65		4000	
				岩坪	0.1	58		4306	
				鎌浦	0.1	14		4307	
			小計	(5路線)	0.8				
			上峰町	屋形原	0.3	33	○	5309	
				小計	0.3				
			神埼市	三緒山	1.4	82	○	4195	
				釜蓋	0.5	59	○	4202	
				小計	1.9				
			小城市	天山	0.1	854	○	2280	
				江里山	0.1	44	○	5280	
			小計	(2路線)	0.2				
			武雄市	赤穂山内田	0.7	53	○	4713	
				小計	0.7				
			白石町	道祖谷	1.7	22		5737	
				湯崎	1.7	20		5723	
				川津・嘉瀬川	4.0	96		4710	
				小計	7.4				
			鹿島市	多良岳横断	6.7	582	○	1000	
				小計	6.7				
			太良町	経ヶ岳	0.6	324		3800	
				風配	1.4	39		6811	
				多良岳横断	0.1	2,088	○	1000	
				古賀倉	3.4	73	○	4812	
				柳谷	0.1	110		4813	
			小計	(5路線)	5.6				
合計				(30路線)	25.7				

(舗装)

(単位 延長:Km, 面積:ha)

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	利用区域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図面 番号	備考
舗装	自動車道	林道	神埼市	勝陣	0.8	51	○	4205	
				小計	0.8				
			嬉野市	上不動	0.3	145	○	4851	
				北志田	0.5	39		5832	
			小計	(2路線)	0.8				
合計				(3路線)	1.6				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 : ha)

保安林の種類	面 積			備 考
		前半5カ年 の計画面積		
総数（実面積）	20,522	19,860		
水源涵養のための保安林	16,355	16,072		
災害防備のための保安林	6,444	6,184		
保健、風致の保存等のための保安林	2,738	2,619		

※1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定されている保安林があるため、
水源かん養のための保安林等の内訳に一致しない。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位:ha)

指定/ 解除	種類	流域	市町村	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は 解除を必 要とする 理由	備考
				区 域 (林班)					
指定	水 源 かん養	筑後川	鳥栖市	河内町		20	12	水資源の確 保のため森 林の施業を 制限する必 要がある。	
			基山町	宮浦、小倉		14	8		
			みやき町	養原		16	9		
			上峰町	坊所		1	1		
			吉野ヶ里町 (東脊振)	松隈		1	1		
			神埼市 (脊 振)	鹿路、腹巻、広滝		53	31		
		小計				105	62		
		川上川	佐賀市 (南 山)	古湯、畠瀬		179	105		
				栗並、大串、中原、麻那古、上無津呂、 藤瀬、古場					
				閑屋、小副川					
				藤原					
			小城市 (小 城)	畠田		6	5		
		小計				185	110		
		川上川～ 長崎県境	多久市	多久原、花祭		15	9		
			武雄市 (武 雄) (橋) (朝 日) (若 木) (武 内) (東川登) (西川登) (山 内) (北 方)	武雄、富岡 芦原、片白、大目、永島 中野 本部、川古 真手野 永野、袴野 小田志、神六 犬走、鳥海、宮野、大野 大渡、大崎、志久		209	123		
				大町町	大町	6	4		
				白石町 (白 石) (有 明)	堤 辺田、田野上	13	7		
				鹿島市	山浦甲、山浦丁、山浦戊、山浦乙、 山浦丙、三河内乙、三河内丙、三河内丁	74	44		
				太良町	糸岐、多良、伊福甲	51	30		
				嬉野市 (塩 田) (嬉 野)	谷所甲、谷所丙、馬場下乙 吉田甲、吉田乙、吉田丙、下野乙	34	20		
			小計			402	237		
			計			692	409		

(単位:ha)

指定／解除	種類	流域	市町村	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
				区域(林班)					
指定 土砂流出 防 備	筑後川	鳥栖市	河内町		20	13	山地災害危険地区等の灾害危険地区に存する森林で土砂流出を防止するため森林の施業を制限する必要がある。		
			基山町	園部、宮浦	10	8			
		みやき町	蓑原		12	6			
		吉野ヶ里町 (東脊振)	松隈、石動		5	3			
		神埼市 (脊 振)	鹿路、腹巻、広滝		70	46			
		小計			117	76			
	川上川	佐賀市 (大 和)	名尾、梅野、川上		114	75			
			内野、上熊川、鎌原、古湯						
			栗並、大野、麻那古、上無津呂、藤瀬						
			小副川						
			杠、三瀬、藤原						
		小城市 (小 城) (三日月)	松尾、岩蔵、畠田、晴氣 織島		23	15			
		小計			137	90			
	川上川～ 長崎県境	小城市 (牛 津)	上砥川		2	1			
			板屋、多久原、小侍、納所、別府		34	22			
		武雄市 (武 雄) (若 木) (武 内) (東川登) (西川登) (山 内) (北 方)	武雄		136	88			
			本部、川古						
			真手野						
			永野、袴野						
			小田志、神六						
			三間坂						
			大崎、志久						
		大町町	大町		4	2			
		江北町	山口		8	5			
		白石町 (白 石) (有 明)	堤、湯崎		16	11			
			深浦						
		鹿島市	古枝乙、山浦丙、三河内乙、三河内丙		69	45			
		太良町	多良		12	8			
		嬉野市 (塩 田) (嬉 野)	五町田乙、大草野丙		96	62			
			吉田甲、吉田丙、不動山西、不動山乙						
			不動山甲、下宿丙						
		小計			377	244			
		計			631	410			

(単位:ha)

指定/ 解除	種類	流域	市町村	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は 解除を必 要とする 理由	備考				
				区 域 (林班)									
指定	干害防備	川上川	小城市 (小 城)	岩蔵、畠田		26	18	ダム、溜池等水質の悪化の防止の必要があるため森林の施業を制限する必要がある。					
			小計			26	18						
		川上川～ 長崎県境	多久市 武雄市 (武 雄) (橋) (若 木) (武 内) (山 内) (北 方) 大町町 江北町	多久町、長尾		16	10						
				武雄		36	23						
				永島									
				本部									
				真手野									
				犬走									
				大渡、原、大崎、志久									
				福母、大町		3	1						
				上小田、惣領分、山口		5	4						
		小計				60	38						
		計				86	56						
落石防止	川上川～ 長崎県境	武雄市 (武 雄) (橋) 白石町 (有 明)	武雄		13	9	山地災害危険地区で落石の危険があり、森林で落石を緩和するため森林の施業を制限する必要がある。						
			永島										
			坂田		10	6							
			小計		23	15							
					23	15							
			計										
指定	保健	筑後川	鳥栖市	河内町、牛原		7	4	公衆の保健休養等生活環境保全に資するため森林の施業を制限する必要がある。					
			基山町	宮浦、小倉		4	3						
			みやき町	糸原		5	3						
			吉野ヶ里町 (東脊振)	松隈		32	21						
			神埼(脊振)	腹巻、広瀧									
		小計				48	31						
		川上川	佐賀市 (佐 賀) (大 和) (三 瀬)	金立		32	21						
				梅野、川上									
				杠、三瀬									
		小計				32	21						
		川上川～ 長崎県境	多久市	板屋、小侍		32	21						
			小城市 (小 城)	岩蔵		5	3						
				武雄市 (武 雄) (若 木) (武 内) (山 内) (北 方)		114	76						
			大町町	武雄、永島									
				本部									
			太良町	真手野									
				宮野									
				大崎、志久									
		小計				106	70						
						274	182						
		計				354	234						
合 計						1,786	1,124						
※水かん・土流・干害・落石防止・保健													

※1 合計欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 : ha)

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養保安林			6,574	6,574	6,574
土砂流出防備保安林			2,284	2,284	2,284
土砂崩壊防備保安林			58	58	58
計	0	0	8,916	8,916	8,916
その他の災害防備のための保安林					
魚つき保安林					
保健保安林			1,216	1,216	1,216
その他の保安林					
計	0	0	1,216	1,216	1,216
合計	0	0	10,132	10,132	10,132

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位：地区)

森林の所在			治山事業施行地区数	主な工種	備考
市町	区域				
	旧市町村	字			
鳥栖市		鬼迫、朝日、河内、若林、杓子	5	3	溪間工、山腹工、本数調整伐
みやき町	中原町	山田、深底	2	1	溪間工、山腹工、本数調整伐
上峰町		鳥越	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐
佐賀市	佐賀市	金立山	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐
	富士町	雨降、永淵、合瀬、上の山、綿打、一本松、山口、本村、大野、小平、南尾、野峠、天水、大河内	14	4	溪間工、山腹工、本数調整伐
	三瀬村	岸高、神有、河原谷、平松、小切、山中	6	0	溪間工、山腹工、本数調整伐
多久市		碑古場、灰の元、中野、菅蓋、山頭、荒平、相ノ浦、仮防、廣平、宇土、仁田尾、達見山、碇、内浦、松ヶ浦、北野、後野、田柄、岡、別府、岸川、西岳、袖山	23	7	溪間工、山腹工、本数調整伐
小城市	小城市	深底、散四本、宮ノ尾、荒谷、桑鶴、江里山、新谷、天道	8	1	溪間工、山腹工、本数調整伐
神埼市	神崎町	北外	1	0	溪間工、山腹工、本数調整伐
	脊振村	平野、鼻倒、井手平、広瀧西、一谷、東鹿路、古賀ノ尾、西小松原、	8	3	溪間工、山腹工、本数調整伐
吉野ヶ里町	東脊振村	一本杉、折敷野、上三津、永坂、屋敷原	5	1	溪間工、山腹工、本数調整伐
武雄市	武雄市	黒岩、檜崎、柿田代、小谷、馬ノ谷、御船山、姥子原、池ノ平、菅牟田、小田志、永野	11	6	溪間工、山腹工、本数調整伐
	山内町	黒髪岳、川内、蓮和、中郷、劣矢、小路、荻原	7	4	溪間工、山腹工、本数調整伐
	北方町	上大峠、具良木、莉谷、大平、原田、医王寺	6	4	溪間工、山腹工、本数調整伐
白石町	白石町	堤	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐
	有明町	笛山添、山荒	2	2	溪間工、山腹工、本数調整伐
大町町		杉谷、弥護原	2	1	溪間工、山腹工、本数調整伐
鹿島市		野口、上古枝、奥山、浅浦、大木庭、野方、三嶽、横嶽、淨土、地蔵、赤岩、平谷、四方坂	13	3	溪間工、山腹工、本数調整伐
嬉野市	塩田町	永谷、殿ノ木庭、大山谷、鍋野、畦川内、五町田	6	1	溪間工、山腹工、本数調整伐
	嬉野町	一本杉一、井手口、加杭、岩ノ下、小杭、宇坪、川棚越、両岩、中不動、寺辺田、平重、田手ノ坂、春日、赤瀬、内野山、四屋谷、平野、不動山、七ツ川内、広川原	20	10	溪間工、山腹工、本数調整伐
太良町		多良岳、大川内、大平、古賀倉、金目、燕田、角の内、船倉	8	5	溪間工、山腹工、本数調整伐
合 計			150	59	

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

(単位 : ha)

特 定 保 安 林	市町村	番号	要 整 備 森 林				実施すべき施業の方法及び時期等				伐 採				そな 他項 必 要	備 考
			位 置	所 在	林 班	小 班	面 積	種 類	方 法	時 期	種 類	面 積	方 法	時 期		
1 - 水かん	太良町	1	大字糸岐字横川8593-26	25-1	161	1.49					間伐	1.49	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		2	〃 字横川8593-47	25-1	169-1, 169-2	2.01					間伐	2.01	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		4	〃 字横川8593-73	25-1	179	1.03					間伐	1.03	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		5	〃 字横川8593-92	25-1	183	1.06					間伐	1.06	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		8	北多久町大字多久原字飯盛479-7	39	82, 83, 84, 86, 88, 89	0.61	造林	0.26	指定施業要件による	H33. 3. 31	間伐	0.35	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
2 - 水かん	多久市	11	〃 〃 字飯盛481	39	94, 96, 99	0.90					間伐	0.90	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		12	〃 〃 字畠田3667-3	41-p	13, 14	4.02	造林	2.50	指定施業要件による	H33. 3. 31	間伐	1.52	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		15	〃 〃 字チサノ木6177-10	41-18	8, 9	0.70					間伐	0.70	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		18	〃 〃 字百特3917-1	43-p	7, 8, 9, 10, 11	3.29	造林	0.90	指定施業要件による	H33. 3. 31	間伐	2.39	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		19	〃 〃 字佛房3852-1	43-1	29	0.61	造林	0.10	指定施業要件による	H33. 3. 31	間伐	0.51	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
3 - 水かん	多久市	21	東多久町大字別府字山頭6755-81	72	86, 87, 88, 89, 90	2.78	造林	0.60	指定施業要件による	H33. 3. 31	間伐	2.18	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		2	北多久町大字小侍字川内山1812-1	54-1	21, 22, 23	0.51	造林	0.51	指定施業要件による	H33. 3. 31					-	
		3	〃 〃 字稚葉1813-1	55-p	20, 32, 33	3.78	造林	0.40	指定施業要件による	H33. 3. 31	間伐	3.38	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		5	西多久町大字板屋3054	19-p	210	0.34	造林	0.10	指定施業要件による	H33. 3. 31	間伐	0.24	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		8	山内町大字鳥海磼谷21975	17-1	50	0.04					間伐	0.04	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
6 - 水かん	武雄市	8	〃 〃 字櫻葉山2203-3	16-1	7	0.07					間伐	0.07	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		18	〃 〃 字符祭田21652	17-p	52	0.40					間伐	0.40	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		23	〃 〃 字平古場22052	17-1	12	0.05					間伐	0.05	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		24	〃 〃 字平古場22054	17-1	13	0.06					間伐	0.06	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		3	小城町知田字池ノ田尾5932-10	25-1	94	0.27					間伐	0.27	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
1.9 - 水かん	小城市	5	〃 〃 字池ノ田尾5932-13	25-1	96	0.09					間伐	0.09	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		6	〃 〃 字池ノ田尾5932-16	25-1	99	0.33					間伐	0.33	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		14	大字三河内字戸崎7820	84-1	28	0.03					間伐	0.03	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		15	〃 〃 字戸崎丁812-2	84-1	12	0.29					間伐	0.29	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		41	〃 〃 字宇土丙2309-10	84-1	97	0.43					間伐	0.43	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
20 - 水かん	嬉野市	1	嬉野町岩屋川内三丁丙1313-1	42-p	42	0.30					間伐	0.30	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		2	〃 岩屋川内三丁丙1313-2	42-p	43	0.08					間伐	0.08	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		3	〃 岩屋川内三丁丙1314	42-p	44	0.06					間伐	0.06	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
		7	〃 岩屋川内三丁丙1326-2	42-p	53	0.04					間伐	0.04	伐採率Ⅲ	H33. 3. 31	-	
計						25.67		5.37						20.30		

注 1 特定保安林欄の番号は、特定保安林の指定順に付された一連番号で、「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林を示す。

2 伐採の方法欄の伐採率は、71～100%を「I」、31～70%を「II」、30%以下を「III」と区分している。

3 時期欄は、当該箇所の施業を完了すべき期限である。

4 備考欄には、選定調査年度を記載している。

第7 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(単位 : ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法	
	市町村	区域(大字)	面積	伐採方法	その他の
水 源 か ん 養 保 安 林	鳥栖市	河内町・牛原町・山浦町・平田町・立石町	364	1 伐採種 (1)林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出する恐れがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になる恐れがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐) (2)その他の森林にあっては、伐採種を定めない。	1 植栽方法 満1年以上の苗を、概ね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に分布するよう植栽する。 2 植栽期間 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽する。 3 植栽樹種 スギ、ヒノキ、マツ類の針葉樹及びクヌギ等の当該地域で一般的に造林が行われ、かつ当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹等を植栽する。
	基山町	園部・小倉	128		
	みやき町	(中原) 寮原・原古賀	54		
	上峰町	堤	55	2 伐期齢 主伐は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上とする。 ただし、樹種又は林相を改良するために必要と認められる場合はこの限りではない。	
	神埼市	(脊振) 鹿路・服巻・広瀬	879	3 伐採限度 (1)伐採年度毎に皆伐による伐採ができる箇所当たりの面積の限度は、省令で定めることにより、その保安機能の維持又は効果を図る必要の程度に応じ、当該指定施業要件を定める者が指定する面積の範囲内とする。	
	吉野ヶ里町	(東脊振) 松隈・石動・三津	384	(2)伐採年度毎に択伐による伐採ができる立木の材積は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に相当する数に省令で定めることにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。	
	小計		1,864	(3)間伐について伐採年度毎に択伐による伐採ができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の3.5/10をを超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠の疎密度が8/10を下まわっても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において樹幹疎密度が8/10以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。	
	佐賀市	(佐賀) 金立・川久保 (大和) 松瀬・名尾・梅野・久池 井・川上・久留間 (南山) 下熊川・内野・上熊川・ 鎌原・菅木・市川・杉山・ 古湯・畠瀬 (北山) 栗並・大串・大野・麻那 古・下無津呂・上無津呂・ 藤瀬・古場・下合瀬・上 合瀬 (小閑) 関屋・小副川 (三瀬) 杠・三瀬・藤原	4,255		
	多久市	多久町・板屋・多久原・小侍・納 所・別府・下多久・長尾	1,980		
	小城市	(小城) 松尾・岩藏・畠田・晴氣 (牛津) 上砥川	873		
	小計		7,108		

(単位 : ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法	
	市町村	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
水 源 か ん 養 保 安 林	武雄市	(武雄) 武雄・富岡 (橋) 片白・大日 (朝日) 中野・甘久 (若木) 本部・川古 (武内) 真手野 (東川登) 褐野 (西川登) 小田志・神六 (山内) 犬走・鳥海・宮野 (北方) 大渡・芦原・大崎・志久	1,691	※前記のとおり	※前記のとおり
	大町町	福母・大町	109		
	江北町	山口	11		
	白石町	(白石) 堤・湯崎 (有明) 辺田・田野上・深浦	109		
	鹿島市	飯田乙・音成乙・音成丁・山浦甲・ 山浦丁・山浦戊・山浦乙・山浦丙・ 三河内甲・三河内乙・三河内丙・ 三河内丁・三河内己・三河内戊	1,189		
	嬉野市	(塩田) 谷所甲・谷所乙・谷所丙・ 五町田乙・大草野甲・馬 場下甲・馬場下乙・久間 甲・久間丙・久間丁 (嬉野) 吉田甲・吉田乙・吉田丁・ 下野甲・岩屋川内甲・岩 屋河内乙・不動山乙・不 動山丙・下宿丙・下宿丁・ 下野乙	1,160		
	太良町	糸岐・多良・伊福甲・大浦己	2,422		
	小 計		6,691		
	計		15,663		

(単位 : ha)

種類	森林の所在			施業方法	
	市町村	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
土砂流出防備保安林	鳥栖市	柚比町・神辺町・河内町・牛原町・ 村田町	94	1 伐採種 (1)地盤が比較的安定している 森林にあっては、伐採種を 定めない。 (2)その他の森林にあっては、 択伐とする。 2 伐期齢及び伐採限度 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	基山町	園部・宮浦・小倉	92		
	みやき町	(中原) 原古賀・簗原 (北茂安)	31		
	神埼市	(神埼) 志波屋・的 (脊振) 鹿路・服巻・広瀬	(171) 180		
	吉野ヶ里町	(東脊振) 松隈・三津	26		
	小計		(171) 423		
	佐賀市	(佐賀) 金立・川久保 (大和) 松瀬・名尾・梅野・久池 井・川上 (南山) 下熊川・内野・上熊川・ 鎌原・菅木・市川・古湯・ 畠瀬 (北山) 栗並・大串・大野・藤瀬・ 古場・上合瀬 (小閑) 関屋・小副川 (三瀬) 杠・三瀬・藤原	(290) 1,160		
	多久市	多久町・板屋・多久原・小侍・納 所・下多久・長尾	(463) 214		
	小城市	(小城) 松尾・岩藏・畠田・晴氣・ 池上 (三日月) 織島 (牛津) 上砥川	(355) 185		
	小計		(1,108) 1,559		
	武雄市	(武雄) 富岡 (橘) 芦原・片白・大日・永島 (若木) 本部・川古 (武内) 真手野 (東川登) 永野・袴野 (西川登) 小田志・神六 (山内) 犬走・鳥海・宮野・大野 (北方) 大渡・大崎・志久	(345) 463		

(単位 : ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法	
	市町村	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
土砂流出防備保安林 (土砂崩壊防備保安林を含む)	大町町	福母・大町	(54) 24	※前記のとおり	※前記のとおり
	江北町	山口	37		
	白石町	(白石)馬洗 (有明)辺田・田野上・坂田・深浦	61		
	鹿島市	飯田乙・音成丙・音成丁・古枝乙・ 山浦丁・山浦戊・山浦丙・三河内 甲・三河内乙・三河内己	48		
	嬉野市	(塩田)谷所甲・谷所乙・谷所丙・ 五町田甲・五町田乙・大 草野甲・大草野丙・馬場 下甲・馬場下乙・久間丙 (嬉野)吉田甲・吉田乙・吉田丙・ 吉田丁・岩屋川内甲・不 動山甲・不動山乙・不動 山丙・下宿丙	213		
	太良町	糸岐・多良・伊福甲・大浦丁	(1,016) 60		
	小計		(1,415) 906		
	計		(2,694) 2,888		

(単位 : ha)

種類	森林の所在			施業方法	
	市町村	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
保健保安林	鳥栖市	河内町	(24) 31	1 伐採種 (1)地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。 (2)その他の森林にあっては、択伐とする。 2 伐期齢及び伐採限度 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	基山町	小倉	(66)		
	みやき町	(中原)原古賀	(57)		
	上峰町	堤	(54)		
	神埼市	(神埼)的	(30)		
	吉野ヶ里町	(東脊振)松隈	(113)		
	小計		(344) 31		
	佐賀市	(佐賀)金立 (大和)久池井 (北山)古場	(169) 5		
	多久市	多久町・多久原	(205)		
	小城市		(197)		
	小計		(571) 5		
	武雄市	(武雄)富岡 (山内)宮野	(148)		
	大町町	大町	(46)		
	白石町	(白石)堤・湯崎	(102)		
風致保安林	嬉野市	(塩田)五町田乙 (嬉野)岩屋川内乙	(331)		
	太良町	糸岐・多良	(755) 18		
	小計		(1,382) 18		
	計		(2,297) 54		
	武雄市	(武雄)武雄	(22)	1 伐採種 主伐は標準伐期齢以上の森 2 択伐率は当該森林の択伐を終わった年度から伐採する年度までの年数に年成長率を乗じたものとする。 ただし、10分の3を超えてはならない。	1 植栽 水源かん養保安林に同じ。
	白石町	(有明)田野上・辺田	5		
	鹿島市	古枝乙	3		
	小計		(22) 8		
	計		(22) 8		

(単位 : ha)

種類	森林の所在			施業方法	
	市町村	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
干 害 防 備 保 安 林	鳥栖市	河内町	20	※前記のとおり	※前記のとおり
	神埼市	(神埼)城原・尾崎	28		
	小計		48		
	小城市	(三日月)織島	47		
	小計		47		
	鹿島市	古枝乙	1		
	嬉野市	(嬉野)下宿甲	20		
	小計		21		
計			116		
水害 防備 保安全 林	佐賀市	(大和)	2		
	小計		2		
計			2		
落 石 防 止 保 安 林	武雄市	(武雄)武雄	1		
	小計		1		
	嬉野市	(嬉野)吉田甲	1		
	小計		1		
計			2		
航行 目標 保安全 林	太良町	大浦甲	2		
	小計		2		
計			2		
魚つき 保安全 林	太良町	大浦甲	1		
	小計		1		
計			1		
自然 環境 保全 地域	太良町	多良	123	原則として禁伐。 ただし、保育のための除間伐 及び自然環境を保全するための 行為については差し支えないものとする。	
	小計		123		
	計		123		
鳥 獸 保 護 管 理 法 に よ る 特 別 保 護 地 区	吉野ヶ里町	(東脊振)松隈	75	鳥獸の保護繁殖に支障を及ぼす恐れが少ないと する。	
	小計		75		
	佐賀市	(小関)関屋	70		
	小計		70		
	武雄市	(山内)宮野	56		
	小計		56		
	太良町	多良	100		
	小計		100		
計			301		

(単位 : ha)

種類	森林の所在			施業方法	
	市町村	区域(大字)	面積	伐採方法	その他
県立自然公園第1種特別地域	鳥栖市	河内町	57	1 禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (1) 抜伐によるものとし、抜伐率は、現在蓄積の10%以内とする。 2 伐期齢 標準伐期齢に10年以上を加えた年齢以上とする。	
	神埼市	(神埼)城原・尾崎 (脊振)服巻	63		
	小計		120		
	武雄市	(山内)宮野	2		
	小計		2		
	計		122		
県立自然公園第2種特別地域	鳥栖市	河内町	33	1 抜伐法によるものとする。 ただし、風致維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 (1) 抜伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭材においては、60%以内とする。 (2) 公園事業等に係る施設の周辺では、単木択伐によるものとする。 (3) 1伐区の面積は2ha以内とする。(ただし、疎密度3より多く保残林を残すもの、又は伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない) (4) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。 2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。	
	基山町	宮浦・小倉	180		
	神埼市	(神埼)城原・尾崎 (脊振)服巻	82		
	小計		295		
	佐賀市	(北山)藤瀬・古場・下合瀬 (小閑)閑屋 (三瀬)杠	556		
	小計		556		
	武雄市	(山内)宮野	86		
	小計		86		
	計		937		
県立自然公園第3種特別地域	鳥栖市	神辺町・河内町	339	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。	
	神埼市	(神埼)城原・尾崎	248		
	小計		587		
	佐賀市	(佐賀)金立 (大和)松瀬・梅野・八反原・川上 (南山)下熊川・内野・上熊川・市川・古湯 (北山)上無津呂・上合瀬 (小閑)閑屋・小副川 (三瀬)杠	1,131		
	多久市	(北多久)多久原	110		
	小城市		162		
	小計		1,403		
	武雄市	(若木)本部	20		
	小計		20		
	計		2,010		

(附) 參 考 資 料

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

(単位 面積 : ha, 比率 : %)

区分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	159, 534	66, 134	10, 414	55, 720	41
市 町 村 別 内 訳	佐賀市	43, 142	17, 800	3, 234	41
	鳥栖市	7, 173	2, 347	900	33
	多久市	9, 693	4, 864	13	50
	武雄市	19, 544	10, 337	102	53
	鹿島市	11, 210	5, 369	1, 298	48
	小城市	9, 585	2, 391	532	25
	神埼市	12, 501	5, 846	1, 203	47
	吉野ヶ里町	4, 394	2, 040	1, 220	46
	基山町	2, 212	951	41	43
	みやき町	5, 189	924	477	18
	上峰町	1, 279	160	100	13
	大町町	1, 146	336	—	29
	江北町	2, 448	378	—	15
	白石町	9, 946	1, 069	176	11
	太良町	7, 421	4, 120	352	56
	嬉野市	12, 651	7, 201	765	57

資料：区域面積…国土交通省国土地理院「平成25年全国都道府県市町村別面積調」

國 有 林…森林法第2条国有林面積（森林管理局）

民 有 林…森林法第2条民有林面積（県森林整備課）

※ 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温 (°C)			年間降水量 mm	備 考
	最高	最低	年平均		
佐賀	37.7	-3.2	16.8	2, 042	平成22～26年の平均値
白石	36.6	-5.2	15.8	1, 927	
嬉野	37.0	-4.9	15.2	2, 399	

資料：佐賀地方気象台資料

イ 地勢、地質、土壤については計画大綱に同じ

(3) 土地利用の現況

(単位 : ha)

区分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畠	総 数	うち宅地	
総 数	159, 534	66, 133	41, 010	35, 090	5, 920	52, 391	11, 985	
市 町 村 別 内 訳	佐賀市	43, 142	17, 800	10, 895	10, 200	695	14, 447	3, 686
	鳥栖市	7, 173	2, 347	1, 366	1, 320	46	3, 460	1, 320
	多久市	9, 693	4, 864	1, 490	1, 030	460	3, 339	531
	武雄市	19, 544	10, 337	3, 099	2, 590	509	6, 108	1, 056
	鹿島市	11, 210	5, 369	2, 430	1, 390	1, 040	3, 411	614
	小城市	9, 585	2, 391	3, 635	3, 210	425	3, 559	828
	神埼市	12, 501	5, 846	3, 207	3, 040	167	3, 448	667
	吉野ヶ里町	4, 394	2, 040	901	832	69	1, 453	374
	基山町	2, 212	951	307	258	49	954	331
	みやき町	5, 189	924	2, 013	1, 890	123	2, 252	559
	上峰町	1, 279	160	486	462	24	633	228
	大町町	1, 146	336	315	280	35	495	136
	江北町	2, 448	378	1, 087	1, 020	67	983	213
	白石町	9, 946	1, 069	5, 938	5, 690	248	2, 939	630
	太良町	7, 421	4, 120	1, 558	408	1, 150	1, 743	260
	嬉野市	12, 651	7, 201	2, 283	1, 470	813	3, 167	552

資料：総数…国土交通省国土地理院「平成25年全国都道府県市区町村別面積調べ」

森林…国有林及び民有林は、森林法第2条森林（九州森林管理局及び県森林整備課・平成27年度）

農地…農林水産省「作物統計面積調査」（平成26年7月現在）

宅地…県統計課（平成25年）

※ 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(4) 産業別生産額

(単位:百万円)

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業	輸入税に課せられる税・関税	資本形成に係る消費税(控除)
		総額	農業	林業	水産業				
総数	2,008,650	47,900	34,983	1,960	10,957	499,007	1,445,792	23,628	7,677
市町村別内訳	佐賀市	804,543	15,153	7,207	519	7,427	107,300	675,701	9,464
	鳥栖市	343,195	1,154	1,090	64	-	161,967	177,349	4,037
	多久市	55,872	1,668	1,509	150	9	15,537	38,224	657
	武雄市	133,301	2,843	2,526	305	12	21,778	107,621	1,568
	鹿島市	83,179	4,026	2,766	149	1,111	22,496	55,997	978
	小城市	95,337	3,493	2,618	65	810	18,318	72,768	1,122
	神埼市	83,788	2,577	2,257	175	145	26,808	53,737	986
	吉野ヶ里町	63,331	870	816	54	-	23,463	38,495	745
	基山町	50,096	205	181	24	-	20,747	28,746	589
	みやき町	61,442	1,349	1,320	24	5	14,842	44,763	723
	上峰町	35,787	349	345	4	-	15,503	19,651	421
	大町町	21,901	255	248	7	-	10,962	10,510	258
	江北町	30,286	1,087	1,077	10	-	13,973	14,986	356
	白石町	56,048	7,351	6,214	59	1,078	8,410	39,842	659
	太良町	20,085	3,442	2,948	138	356	3,377	13,107	236
	嬉野市	70,459	2,078	1,861	213	4	13,526	54,295	829
									269

資料：県統計課「平成23年度市町村民経済計算報告書」

※ 計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない

(5) 産業別就業者数

(単位:人)

区分	総 数	第 1 次 产 業				第2次	第3次	
		計	農 業	林 業	水産業			
総 数	296,740	26,102	22,989	396	2,717	69,753	200,885	
市 町 村 別 内 訛	佐賀市	108,096	7,542	5,753	137	1,652	20,729	79,825
	鳥栖市	30,574	687	681	5	1	7,735	22,152
	多久市	10,011	971	951	16	4	2,769	6,271
	武雄市	23,610	1,658	1,611	44	3	6,904	15,048
	鹿島市	14,656	1,956	1,639	35	282	3,814	8,886
	小城市	21,779	2,072	1,852	21	199	5,108	14,599
	神埼市	15,784	1,549	1,500	33	16	4,413	9,822
	吉野ヶ里町	7,787	417	406	11	-	2,144	5,226
	基山町	8,110	273	271	2	-	1,896	5,941
	みやき町	11,651	817	808	8	1	3,415	7,419
	上峰町	4,228	257	255	2	-	1,270	2,701
	大町町	3,135	175	174	1	-	943	2,017
	江北町	4,628	593	593	-	-	1,270	2,765
	白石町	13,511	4,010	3,804	12	194	2,584	6,917
	太良町	5,145	1,699	1,300	38	361	1,215	2,231
	嬉野市	14,035	1,426	1,391	31	4	3,544	9,065

資料：総務省統計局「平成22年国勢調査報告」

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数		1齢級		2齢級		3齢級		4齢級		5齢級		6齢級		7齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	
総数	55,070	17,697	390	68	0	0	473	8	2	481	21	3	805	61	7	943	11	8
針	50,291	17,697	390	68	0	0	473	8	2	481	21	3	805	61	7	943	11	8
広	12,450	2,420	14	20	0	0	110	3	1	109	7	1	118	12	1	173	22	1
人工林	38,424	15,324	378	68	0	0	465	8	2	430	17	3	770	57	6	847	93	8
天然林	37,637	15,221	375	48	0	0	362	5	1	372	14	2	687	49	6	770	89	7
針	788	102	3	20	0	0	102	3	1	58	4	0	83	8	1	77	10	0
広	11,867	2,373	11	0	0	0	8	0	0	51	3	0	35	4	0	96	13	1
竹林	11,682	2,318	11	0	0	0	0	0	0	51	3	0	35	4	0	96	13	1
無立木地	-	1,759	1,061	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	172	26	1
伐採跡地	-	3,030	298	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	224	38	1
未立木地	-	2,722	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	224	38	1

区分		8齢級		9齢級		10齢級		11齢級		12齢級		13齢級		14齢級		15齢級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	
総数	4,236	1,217	48	8,131	2,847	82	9,998	3,895	84	9,264	3,814	63	5,923	2,456	30	3,167	1,302	13
針	4,236	1,217	48	8,131	2,847	82	9,998	3,895	84	9,264	3,814	63	5,923	2,456	30	3,167	1,302	13
広	3,728	1,120	47	6,986	2,634	80	7,885	3,480	82	6,818	3,321	61	3,907	2,045	29	1,856	1,027	13
人工林	558	97	1	1,145	213	1	2,133	415	2	2,447	492	2	2,016	410	1	1,311	275	1
天然林	3,807	1,135	48	7,010	2,639	80	7,880	3,482	82	6,763	3,305	61	3,877	2,035	29	1,830	1,019	13
針	3,727	1,120	47	6,919	2,632	80	7,853	3,476	82	6,758	3,304	61	3,863	2,032	29	1,826	1,013	13
広	80	15	0	31	6	0	28	6	0	4	1	0	14	3	0	4	1	0
竹林	449	82	1	1,121	209	1	2,118	412	2	2,502	508	2	2,046	421	1	1,337	283	1
未立木地	448	82	1	1,114	207	1	2,105	409	2	2,442	491	2	2,002	407	1	1,307	274	1

* 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(2) 制限林普通林別森林資源表

(単位 面積: ha 立木材積: 千m³ 立竹: 千束 成長量: 千m³)

区分	総面積	立木林										伐採跡地										無立木地				
		人工林		天然林		天然林		天然林		天然林		天然林		天然林		天然林		天然林		天然林						
		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広				
成長量	面積	55,070	50,291	37,821	12,471	38,425	37,637	788	38,330	37,560	770	95	77	18	11,867	184	11,683	184	11,867	184	11,683	1,759	3,020	298	2,722	
	樹材積	17,697	17,697	15,217	2,420	15,324	15,221	102	15,237	15,195	102	27	26	1	2,374	55	2,318	55	2,318	55	2,318	1,017	-	-	-	
	成長量	390	390	376	14	378	375	3	378	375	3	0	0	0	11	1	11	-	-	11	1	11	-	-	-	
成長量	面積	19,069	18,025	14,597	3,428	14,818	14,546	272	14,729	14,475	254	89	71	18	3,297	51	3,156	-	-	3,207	51	3,156	367	677	109	568
	樹材積	6,828	6,828	6,147	681	6,170	6,131	39	6,144	6,106	38	26	25	1	658	16	642	-	-	658	16	642	208	-	-	-
	成長量	152	152	147	5	148	147	1	148	147	1	0	0	0	4	0	4	-	-	4	0	4	-	-	-	-
成長量	面積	36,060	32,266	23,223	9,043	23,606	23,090	516	23,600	23,084	516	6	6	0	8,660	133	8,527	-	-	8,660	133	8,527	1,392	2,342	189	2,154
	樹材積	10,868	10,868	9,129	1,739	9,154	9,090	64	9,153	9,089	64	1	1	0	1,715	39	1,676	-	-	1,715	39	1,676	809	-	-	-
	成長量	237	237	228	9	230	228	2	230	228	2	0	0	0	7	0	7	-	-	7	0	7	-	-	-	

※ 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(3) 市町村別森林資源表

(単位 面積:ha 立木材積:千m³ 立竹:千束 成長量:千m³)

区分	面積	総数	人 工 林						立 林						木 地						無立木地									
			総数			育成樹造林			育成被覆林			総数			育成單層林			育成複層林			天然生林		竹 林		総数		伐採跡地		未立木地	
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	針	広	総数	針	広					
53	55,070	50,291	37,821	12,470	38,424	37,637	788	38,329	37,559	770	95	77	18	11,867	184	11,682	184	11,367	184	11,682	1,759	3,020	298	2,722	-	-				
総数	面積	17,697	15,277	2,420	15,324	15,221	1,022	15,297	15,195	1,022	27	26	1	2,373	55	2,318	-	-	-	-	-	2,373	55	2,318	1,061	-	-			
鳥栖市	面積	1,443	1,331	961	369	965	961	3	961	958	3	4	4	-	366	-	366	-	-	-	-	366	-	366	32	80	10	70	-	
基山町	面積	449	449	379	71	379	379	1	378	378	1	1	-	70	-	70	-	-	-	-	-	70	-	70	21	-	-	-		
みやき町	面積	909	810	651	159	653	651	3	653	651	3	-	-	157	-	157	-	-	-	-	-	157	-	157	51	49	2	47	-	
上峰町	面積	339	339	305	34	305	305	0	305	305	0	-	-	34	-	34	-	-	-	-	-	34	-	34	33	-	-	-		
佐賀市	面積	14,473	13,385	11,372	2,013	11,545	11,364	180	11,523	11,347	176	21	17	4	1,840	7	1,833	-	-	-	-	-	1,840	7	1,833	432	656	21	636	-
多久市	面積	1,304	1,304	929	375	958	929	29	957	928	29	1	1	-	346	0	346	-	-	-	-	-	346	0	346	107	-	-	-	
小城市	面積	1,737	1,548	1,099	449	1,118	1,099	20	1,096	1,077	20	22	22	-	430	-	430	-	-	-	-	-	430	-	430	93	96	1	96	-
神埼市	面積	4,519	4,145	3,281	864	3,430	3,281	150	3,427	3,278	150	3	3	-	715	0	714	-	-	-	-	-	715	0	714	225	149	13	136	-
吉野ヶ里町	面積	1,232	1,232	1,088	144	1,107	1,088	19	1,106	1,087	19	1	1	-	125	0	125	-	-	-	-	-	125	0	125	149	-	-	-	
武雄市	面積	816	649	395	254	414	395	19	414	395	19	-	-	-	235	-	235	-	-	-	-	-	235	-	235	114	52	4	49	-
大町町	面積	270	270	213	58	216	213	3	216	213	3	-	-	55	-	55	-	-	-	-	-	55	-	55	52	-	-	-		
江北町	面積	10,080	9,282	6,112	3,170	6,138	6,079	59	6,136	6,077	59	2	2	-	3,143	33	3,110	-	-	-	-	-	3,143	33	3,110	100	699	81	613	-
白石町	面積	2,529	2,529	1,953	576	1,949	1,944	5	1,949	1,943	5	0	0	-	580	9	571	-	-	-	-	-	580	9	571	53	-	-	-	
太良町	面積	333	243	111	132	114	111	3	114	111	3	-	-	-	129	-	129	-	-	-	-	129	-	129	45	46	-	46	-	
嬉野市	面積	61	61	37	24	37	37	1	37	37	1	-	-	24	-	24	-	-	-	-	-	24	-	24	18	-	-	-		
鹿島市	面積	373	285	71	214	71	71	0	71	71	0	-	-	214	-	214	-	-	-	-	-	214	-	214	35	52	5	47	-	
嬉野ヶ里町	面積	69	69	28	40	28	23	0	23	28	0	-	-	40	-	40	-	-	-	-	-	40	-	40	22	-	-	-		
白石町	面積	853	669	355	314	381	349	32	381	349	32	-	-	-	237	6	232	-	-	-	-	-	237	6	232	130	54	3	52	-
太良町	面積	1,267	1,114	154	1,114	1,109	5	1,113	1,108	5	0	0	0	-	51	1	50	-	-	-	-	-	51	1	50	59	-	-	-	
嬉野市	面積	6,422	6,098	5,012	1,086	4,920	4,898	21	4,893	4,881	11	27	17	10	1,179	114	1,065	-	-	-	-	-	1,179	114	1,065	52	272	65	207	-
														2,093	2	2,093	2,093	2	7	7	0	258	35	224	31	-	-	-		

* 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(4) 所有形態別森林資源表

(単位 面積:ha 立木材積:千m³ 成長量:千m³)

区分	総数	立木林												木地												無立木地				
		人工林				育成單層林				育成複層林				天然林				育成單層林				育成複層林				天然生林				
		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	伐採跡地	未立木地		
総数	面積	55,070	50,291	37,321	12,470	38,424	37,637	788	38,329	37,559	770	95	77	18	11,867	184	11,682	184	11,867	184	11,682	1,759	3,020	298	2,722					
	材積	17,697	17,697	15,277	2,420	15,324	15,221	102	15,297	15,195	102	27	26	1	2,373	55	2,318	—	—	—	—	—	2,373	55	2,318	1,061	—	—		
県有林	面積	1,183	1,156	1,092	154	1,016	995	22	959	955	4	57	40	18	140	8	133	—	—	—	—	—	140	8	133	3	24	10	14	
	材積	514	514	483	31	482	481	2	465	464	1	17	16	1	32	2	29	—	—	—	—	—	32	2	29	2	—	—	—	
市町村有林	面積	6,778	6,535	5,234	1,301	5,401	5,212	189	5,377	5,187	189	25	25	—	1,133	22	1,112	—	—	—	—	—	1,133	22	1,112	45	198	5	193	
	材積	2,358	2,358	2,108	250	2,129	2,101	27	2,122	2,095	27	7	7	—	230	7	223	—	—	—	—	—	230	7	223	29	—	—	—	
財産区有林	面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	材積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
私有林	面積	47,109	42,600	31,585	11,015	32,007	31,430	577	31,993	31,417	576	13	13	1	10,593	155	10,438	—	—	—	—	—	10,593	155	10,438	1,711	2,798	283	2,515	
	材積	14,825	14,825	15,267	2,169	12,713	12,639	74	12,710	12,636	74	3	3	0	2,112	46	2,066	—	—	—	—	—	2,112	46	2,066	1,031	—	—	—	—

* 四捨五入により計は必ずしも一致しない。

(5) 制限林の種類別面積

(单位：ha)

資料：具森林整備課、有明海再生・自然環境課、生産者支援課

(6) 樹種別材積表

(単位 : 千m³)

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他	合計
総数	10,293	4,801	183	95	2,325	17,697
人工林	10,293	4,801	127	94	9	15,324
天然林	-	-	55	1	2,317	2,373

資料 : 県森林整備課 (平成26年度)

(7) 特定保安林の指定状況

(単位 : ha)

市町村	特 定 保 安 林				要整備森林		備 考	
	番 号	面 積			箇所数	面 積		
		総 数	人工林	天然林	その他	面 積		
総数		3,226	1,820	1,406	-	86	185	
佐賀市	22	76	45	30	-	1	10	
鳥栖市	12・13・35	37	35	2	-	-	-	
多久市	2・3・4・5 9・10・11	564	422	142	-	34	87	
武雄市	6・18	150	111	39	-	8	2	
鹿島市	14・19	237	221	16	-	5	11	
小城市	15・23	244	229	15	-	10	30	
嬉野市	16・20・21	77	55	22	-	7	1	
太良町	1・7・8 17・24	1,842	702	1,140	-	21	43	

資料 : 県森林整備課 (平成26年度)

(8) 山地災害危険地等の面積

(単位 : ha)

区分		山 地 災 害 危 険 地							
		山腹崩壊		崩壊土砂流出		地すべり		計	
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
総 数		864	2, 195. 00	712	827. 09	51	1, 218. 00	1, 627	4, 240. 09
市町別内訳	鳥栖市	14	22. 00	28	30. 43	-	-	42	52. 43
	基山町	24	27. 00	18	14. 71	-	-	42	41. 71
	みやき町	6	10. 00	5	5. 63	-	-	11	15. 63
	上峰町	2	3. 00	1	1. 05	-	-	3	4. 05
	佐賀市	242	851. 00	115	156. 46	1	9. 00	358	1, 016. 46
	多久市	72	150. 00	47	56. 37	10	306. 00	129	512. 37
	小城市	31	71. 00	40	34. 85	4	123. 00	75	228. 85
	神埼市	105	314. 00	54	53. 85	-	-	159	367. 85
	吉野ヶ里町	5	28. 00	29	36. 75	2	94. 00	36	158. 75
	武雄市	118	160. 00	123	116. 84	22	426. 00	263	702. 84
	大町町	12	22. 00	6	6. 75	-	-	18	28. 75
	江北町	11	13. 00	3	1. 80	3	85. 00	17	99. 80
	白石町	32	50. 00	22	14. 92	1	28. 00	55	92. 92
	鹿島市	48	128. 00	79	101. 74	1	32. 00	128	261. 74
	嬉野市	122	290. 00	119	145. 59	6	110. 00	247	545. 59
	太良町	20	56. 00	23	49. 35	1	5. 00	44	110. 35

資料：県森林整備課（山地災害危険地調査）

(9) 森林の被害

(単位 面積: ha 材積: m³)

区分	松くい虫		森林火災	気象害
	被害面積	被害材積	被害面積	被害面積
総 数	2.0	1	0.57	0.35
市町村別内訳	鳥栖市	-	-	-
	基山町	-	-	-
	みやき町	-	-	-
	上峰町	-	-	-
	佐賀市	-	-	0.11 0.03
	多久市	-	-	0.04 0.14
	小城市	-	-	0.08 -
	神埼市	-	-	-
	吉野ヶ里町	-	-	-
	武雄市	-	-	0.02 0.11
	大町町	-	-	0.24 -
	江北町	-	-	-
	白石町	-	-	0.07 -
	鹿島市	-	-	-
	太良町	-	-	-
	嬉野市	2.0	1	0.01 0.07

※ 1 被害面積は過去 3 カ年分 (H23～H25) の実損面積である。

(10) 防火線等の整備状況

該当無し

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別経営体数

(単位：経営体)

区分	総 数	3ha 未満	3~5ha 未満	5~10ha 未満	10~50ha 未満	50ha~ 以上
総 数	1,434	5	646	478	264	41
市 町 村 別 内 訳	鳥栖市	18	-	5	7	6
	基山町	12	-	8	2	1
	みやき町	-	-	-	-	-
	上峰町	-	-	-	-	-
	佐賀市	491	2	191	182	101
	多久市	109	1	49	32	20
	小城市	19	-	6	10	2
	神埼市	124	-	62	41	20
	吉野ヶ里町	3	-	1	1	1
	武雄市	235	2	128	53	46
	大町町	-	-	-	-	-
	江北町	-	-	-	-	-
	白石町	11	-	4	5	2
	鹿島市	184	-	69	71	38
	太良町	84	-	42	32	8
	嬉野市	144	-	81	42	19

資料：2010年農林業センサス

(2) 森林経営計画の認定状況

(単位 面積 : ha)

区分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
総 数	(54)	(7,940.80)	(4)	(4,130.54)	(50)	(3,810.26)	
市 町 村 別 内 訳	鳥栖市	(0) 1	(0.00) 32.36	(0) 1	(0.00) 32.36		
	基山町						
	みやき町						
	上峰町						
	佐賀市	(5) 5	(3,108.33) 3,108.33	(1) 1	(1,817.69) 1,817.69	(4) 4	(1,290.64) 1,290.64
	多久市	(1) 1	(534.94) 534.94			(1) 1	(534.94) 534.94
	小城市	(1) 1	(99.62) 99.62			(1) 1	(99.62) 99.62
	神埼町	(2) 4	(100.86) 157.34	(1) 1	(79.15) 79.15	(1) 3	(21.71) 78.19
	吉野ヶ里						
	武雄市	(36) 36	(23.47) 23.47			(36) 36	(23.47) 23.47
	大町町						
	江北町						
	白石町						
	鹿島市	(4) 4	(612.34) 612.34			(4) 4	(612.34) 612.34
	太良町	(2) 2	(2,609.95) 2,609.95	(1) 1	(1,773.18) 1,773.18	(1) 1	(836.77) 836.77
	嬉野町	(2) 2	(762.45) 762.45	(1) 1	(428.16) 428.16	(1) 1	(334.29) 334.29

資料：県森林整備課(平成27年3月31日現在)

- 1 市町別の人数欄と面積欄には、当該市町に存在する森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者数及び面積であり、上段括弧書きは、その市町に在住し、かつ、森林を所有する認定森林所有者数と面積を記載。
- 2 総数欄の人数は、市町別に記載した値の合計ではなく、当該森林計画区の認定森林所有者数である。

(3) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

(単位 員数:人 金額:千円 面積:ha)

市町村別		組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金 総 数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
森 林 組 合	総 数	7	9,410	3	177,039	32,308	
	鳥栖市	鳥栖市	98	-	470	623	H26.4.1付け で合併し、現 在は佐賀東部 森林組合。
	佐賀市(三瀬) 神埼市 吉野ヶ里町	神埼郡	988	-	30,993	5,451	
	佐賀市 (富士・大和)	富士大和	1,618	1	46,770	8,563	
	多久市 小城市	佐賀中部	1,645	-	19,846	3,602	
	武雄市 大町町 江北町 白石町	武雄杵島	2,320	-	26,325	5,011	
	鹿島市 嬉野市	鹿島嬉野	2,114	1	39,290	6,140	
	太良町	太良町	627	1	13,345	2,918	
	総 数	64	3,609	-	282,938	2,720	
生 産 森 林 組 合	鳥 栖 市	平田	33		1,830	37	
		原古賀	29		580	39	
		轟木	35		190	14	
		宿	19		475	12	
		山浦	115		3,640	105	
	基山町	城戸	100		2,000	20	

(単位 員数:人 金額:千円 面積:ha)

市町村別		組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金 総 数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
生 産 森 林 組 合	佐賀市	市川	59		8,260	234	
		柚木	27		3,915	47	
		大野	29		6,235	85	
		杉山	31		8,680	384	
		下無津呂	48		2,550	24	
		道園	11		3,135	16	
		谷内	28		3,220	21	
		貝野	19		9,900	182	
		相尾	19		2,100	18	
		下熊川	48		9,870	13	
		上合瀬	19		8,900	31	
		楮原	16		800	56	
		下田	16		720	8	
		広坂有ノ木	23		2,247	16	
		小川	55		3,120	10	
		井手	24		72	58	
		古道	11		3,315	4	
		仲仮坂	12		3,288	6	
	多久市	高木川内	31		5,115	50	
		松ヶ浦	17		2,287	21	
		桐岡	21		3,780	16	
		横山	12		2,904	57	
		西ノ谷	32		4,546	33	
		庄	18		3,348	11	
		中小路	31		3,159	16	
		上田町	26		2,132	18	
		平野	13		2,880	11	
		岡	23		5,336	29	
		藤川内	66		11,452	66	
		小侍	23		1,670	4	
		西ノ原	21		7,004	31	
		東ノ原	28		9,450	20	
	吉野ヶ里町	上石動	59		8,850	27	

(単位 員数:人 金額:千円 面積:ha)

市町村別		組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金 総 数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
生 産 森 林 組 合	武雄市	東真手野	106		2,326	116	
		管牟田	29		770	40	
		黒尾	39		630	12	
		西真手野	110		3,432	26	
		川内	59		2,881	28	
		高瀬	142		7,966	24	
		庭木	102		2,718	32	
		川上	118		2,754	15	
		神六	53		3,180	7	
		繁昌	49		9,800	43	
		南永野	125		9,920	23	
		宮野	270		5,961	49	
		犬走	149		4,619	6	
		立野川内	264		2,640	31	
		船ノ原	159		4,452	11	
江北町	鹿島市	永尾	77		1,617	13	
		医王寺東古賀	18		390	7	
		花祭	25		1,700	28	
		広平	22		6,600	87	
		奥竹	33		6,080	40	
		山浦	57		1,995	56	
		飯田	70		9,420	52	
太良町		大野	23		9,890	70	
		浅浦	154		9,842	22	
		伊福	109		8,400	32	

資料：県生産者支援課（平成25年度）

イ 事業内容及び活動状況等

I 計画の大綱に前出

(4) 林業事業体等の現況

(単位：事業体数)

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業 (うち素材市 売市場)	木材・木製品製造業		その他
				製造業	その他	
総 数	-	35	59 (2)	46	-	79
市 町 村 別 内 訳	鳥栖市	-	3	6	-	9
	基山町	-	-	1	1	1
	上峰町	-	-	-	-	1
	みやき町	-	-	-	-	1
	佐賀市	-	11	20 (2)	12	19
	多久市	-	1	2	3	4
	小城市	-	1	2	3	4
	神埼市	-	4	9	3	7
	吉野ヶ里町	-	1	1	1	3
	武雄市	-	6	7	10	14
	大町町	-	-	-	-	1
	江北町	-	-	-	-	1
	白石町	-	-	1	1	1
	鹿島市	-	3	4	5	6
	嬉野市	-	3	4	5	6
	太良町	-	2	2	2	1

資料：県林業課（平成27年3月31日現在）

(5) 林業労働力の概況

(単位：人)

市町名	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	備考
総数	306	313	236	237	158	396	
鳥栖市	7	10	5	7	4	5	
基山町	2	10	4	5	1	2	
みやき町	-	2	5	2	3	8	
上峰町	2	1	-	-	-	2	
佐賀市	88	80	61	54	43	137	
多久市	6	11	13	4	9	16	
小城市	9	4	8	11	9	21	
神埼市	29	24	28	23	16	33	
吉野ヶ里町	21	16	6	5	11	11	
武雄市	61	53	51	41	24	44	
大町町	1	-	-	-	-	1	
江北町	-	-	-	-	1	-	
白石町	2	2	2	8	2	12	
鹿島市	48	38	20	35	13	35	
太良町	9	42	21	33	13	38	
嬉野市	21	20	12	9	9	31	

資料：国勢調査

(6) 林業機械化の概況

(高性能林業機械の保有状況)

番号	機械種名	森林組合	生産森林組合	その他事業体	合計
1	ハーベスター (伐倒・枝払い・玉切りする自走機械)	3	-	4	7
2	プロセッサ (枝払い・玉切りする自走機械)	4	-	7	11
3	フォワーダ (積載式集材専用車両)	8	-	6	14
4	タワーヤーダ (元柱を具備した自走式集材車両)	-	-	1	1
5	スイングヤーダ (簡易索道方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する)	6	1	4	11
		21	1	22	44

資料：県林業課（平成27年3月31日現在）

(7) 作業路網等の整備の概況（平成27年度末見込み）

路線数 1,323 路線

延長 600.1 km

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積 : 千m³ 実行歩合 : %)

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	309	341	650	310	363	673	100%	106%	104%
針葉樹	304	341	645	266	363	629	88%	106%	98%
広葉樹	5	-	5	44	-	44	880%	-	880%

※1 計画欄は前計画の前半5カ年の計画量。

※2 実行欄は前計画の前半5カ年の実行量。

(2) 間伐面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

計画	実行	実行歩合
7,949	9,035	114%

※ (1)の注と同じ

(3) 人工造林・天然更新別面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
750	286	38%	704	269	38%	46	17	37%

※ (1)の注と同じ

(4) 林道の開設及び拡張の数量

(単位 延長 : km 実行歩合 : %)

区分	開設延長			改良・舗装延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	18.6	7.7	41%	17.8	9.3	52%
うち林業専用道	10.9	3.9	36%	-	-	-

※ (1)の注と同じ

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

(単位 面積 : ha 実行歩合 : %)

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養のための保安林	15,535	15,732	101%	13	-	-
災害防備のための保安林	5,929	5,719	96%	13	-	-
保健、風致の保存のための保安林	2,549	2,384	94%	13	-	-
計	19,041	18,822	99%	38	-	-

※ (1)の注と同じ

※ 計の欄は、2以上の目的を達成するために指定されている保安林があるため、内訳に一致しない。

イ 保安施設地区の面積

(単位 面積: ha 実行歩合: %)

計 画	実 行	実行歩合
-	-	-

※ (1)の注に同じ

ウ 治山事業の数量

(単位 実行歩合: %)

治山事業施工地区数	計 画	実 行	実行歩合
	52	39	75%

※ (1)の注に同じ

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

(単位 面積: ha 実行歩合: %)

施業区分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	18.22	13.24	73%
	人工造林	18.22	13.24	73%
	天然更新	-	-	0%
保 育		-	-	0%
伐 採	総 数	166.60	145.91	88%
	主 伐	-	-	0%
	間 伐	166.60	145.91	88%
その他の施業		-	-	0%

※ (1)の注に同じ

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

(単位 面積 : ha)

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅, 別荘, 工場 等建物敷地及び その附帯地	採石採土地	その他	合計
112	6	29	-	298	445

※1 面積欄には、前計画の前半5カ年に対応する異動面積を記載する。

※2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

(2) 森林以外より森林への異動

(単位 面積 : ha)

原野	農用地	その他	合計
3	6	-	9

※ (1) の注に同じ

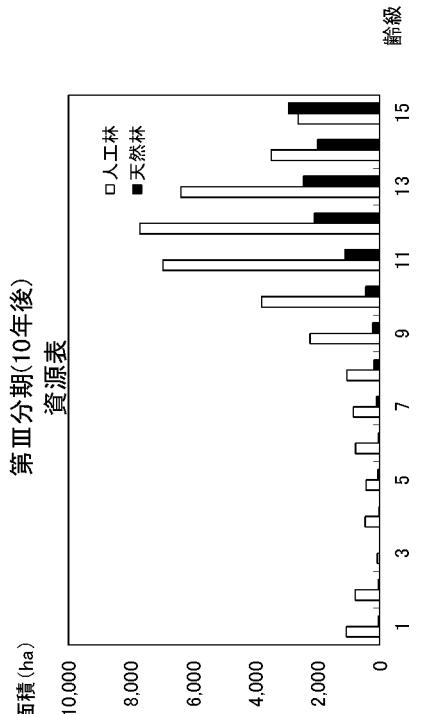
6 森林資源の推移(H27樹立-佐賀東部地区)

(1) 分期別伐採立木材積等

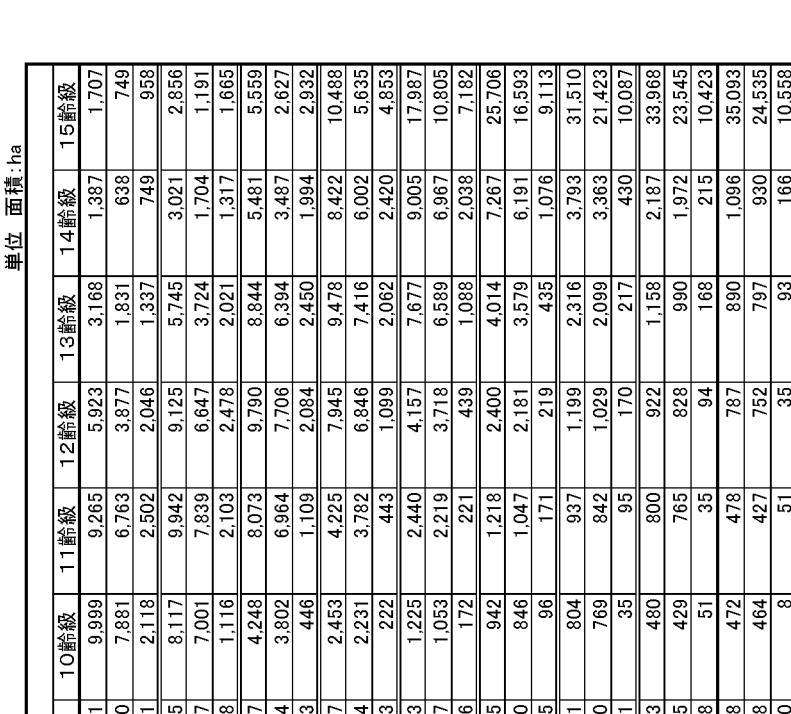
(2) 分期別期首資源表

区 分		面 積														
	総 数	1 齒級	2 齒級	3 齒級	4 齒級	5 齒級	6 齒級	7 齒級	8 齒級	9 齒級	10 齒級	11 齒級	12 齒級	13 齒級	14 齒級	15 齒級
第Ⅰ分 期	人工林	38,424	68	473	481	805	943	1,227	2,458	4,256	8,131	9,999	9,265	5,923	3,168	1,387
	天然林	11,867	0	8	51	430	770	847	1,054	2,234	3,807	7,010	7,881	6,763	3,877	1,831
第Ⅱ分 期	人工林	30,342	826	68	473	481	805	943	1,227	2,458	4,255	8,117	9,942	9,125	5,745	3,021
	天然林	38,562	781	68	465	430	770	847	1,054	2,234	3,807	7,001	7,839	6,647	3,724	1,704
第Ⅲ分 期	人工林	30,391	1,116	826	68	473	481	805	943	1,227	2,457	4,248	8,073	9,790	8,844	5,481
	天然林	38,700	1,071	781	68	465	430	770	847	1,054	2,234	3,802	6,964	7,706	6,394	3,487
第Ⅳ分 期	人工林	38,838	1,440	1,071	781	68	465	430	770	847	1,054	2,231	3,802	6,964	7,706	6,394
	天然林	11,684	132	45	0	8	51	35	96	173	223	446	1,109	2,084	2,450	1,994
第Ⅴ分 期	人工林	30,522	1,572	1,116	826	68	473	481	805	943	1,227	2,453	4,225	7,945	9,478	8,422
	天然林	38,976	1,753	1,440	1,071	781	68	465	430	770	847	1,054	2,231	3,782	6,846	7,416
第Ⅵ分 期	人工林	30,662	1,887	1,572	1,116	826	68	473	481	805	943	1,225	2,440	4,157	7,677	9,005
	天然林	11,686	134	45	0	8	51	35	96	173	222	443	1,099	2,062	2,420	1,994
第Ⅶ分 期	人工林	30,813	2,038	1,887	1,572	1,116	826	68	473	481	805	943	1,225	2,440	4,157	7,677
	天然林	39,114	1,899	1,753	1,440	1,071	781	68	465	430	770	847	1,053	2,219	3,718	6,589
第Ⅷ分 期	人工林	30,972	2,038	1,887	1,572	1,116	826	68	473	481	805	943	1,225	2,440	4,157	7,677
	天然林	11,720	1,820	1,899	1,753	1,440	1,071	781	68	465	430	770	846	1,047	2,181	3,579
第Ⅸ分 期	人工林	39,252	1,26	139	134	132	45	0	8	51	35	96	171	219	435	1,076
	天然林	11,774	1,11	126	139	134	45	0	8	51	35	96	171	217	430	1,087

第Ⅲ分冊(10年後)
資源表



面積：ha



森林施業による森林区分の調整について

森 林 施 業		森 林 施 業 の 内 容
人工造林	再 造 林	人工林（育成单層林）の伐採跡地に行う人工造林
拡大造林	天然林（天然生林）、未立木地等において樹種又は林相の改良（林種転換）を図るために行う人工造林	
樹下植栽	人工林（育成单層林）を部分的に伐探し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させたために行う人工造林	
天然更新	人工林（育成複層林）を部分的に伐探し、複数の樹冠層を構成する森林として維持させるために比較的短伐期で繰り返し伐探し行われ、単層状態として維持されるぼう芽更新（必要に応じ芽かき等の人為を加えるもの）	
	人工林を部分的に伐探し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させたために行う天然更新、種子の結実状況、天然生稚樹の生育状況からみて確実なものに限る。	
	天然林（育成複層林）において、かき起こし、刈り払い、植え込み等の更新補助作業により複数の樹冠層を構成する森林として維持させるために行う天然更新	
	天然林（天然生林）において、かき起こし、刈り払い、植え込み等の更新補助作業により複数の樹冠層を構成する森林として成立させたために行う天然更新	
	天然林（天然生林）において主として天然力を活用することによって行う天然更新	
保育、間伐等	人工林（单層林）内に既に天然木が生育しており、保育、間伐等により天然木が25%以上ため、複数の樹冠層を構成する森林へ誘導し維持させるもの	
	天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により積極的に人為を加えることによって、複数の樹冠層を構成する森林へ誘導し維持させるもの	

主な森林・林業関係用語集（五十音順）

育成単層林	森林を構成する林木の、一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽等）により单一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持していく施業。
育成複層林	森林を構成する林木を抜き伐りにより部分的に伐採し、人為（植栽等）により複数の樹冠を構成する森林として成立させ、維持していく施業。（「複層林施業について」参照）
枝打ち	完満な材を作るために、計画的に下枝の一部を幹に沿って、ナタや鋸等で除去する作業をいう。枝打ちの目的は、材の付加価値を高めることや病虫害の防止等のほか、林内に光を入れ、下層植生を生育させ、公益的機能の発揮を目指すことである。
間伐	混みすぎた森林を適正な密度にして健全な森林に導くために、また利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う間引き作業。
高性能林業機械	1台の機械で、多くの工程を処理したり、単一の工程を効率よく処理できる林業用の機械をいい、機械の種類にはフェラパンチャ（伐倒）、プロセッサ（玉切り・枝払い）、ハーベスター（伐倒・玉切り・枝払い）、タワーヤーダ（集材）、スキッダ（集材）、フォワーダ（集材運搬）、グラップルソー（玉切り・集材・積み込み）等がある。
混交林	2種類以上の樹種からなる森林のことである。混交林は、性質の異なった樹種、たとえば針葉樹と広葉樹（針広混交林）が適当に配置されることによって、病害虫被害や山地災害に強い森林を作ることができる。
下刈り	用例の造林木の生育を妨げる雑草木を刈り取ることをいう。
市町村森林整備計画	市町村長が、その市町村内の森林について5年ごと10年を1期として樹立する、造林から伐採に至るまでの総合的な森林整備計画。
収量比数	林分密度管理図に示されている最多密度曲線に平行して示される線のこと、ある樹高のとき、その林分がもてる最大の幹材積に対する割合をいう。
主伐	伐期に達した成熟木を伐ることで、伐採に伴って後継樹の育成すなわち更新が必要になる。伐採方法としては禁伐、抾抜、傘伐等がある。
除伐	新植した林がほぼうつ閉したときに行う保育作業で、造林の目的以外の樹種を取り除くことをいうが、目的樹種でも形質の劣る場合は併せて除くこともある。
全国森林計画	農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期としてたてる計画。
地域森林計画	民有林を対象として、森林計画区ごとに都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期としてたてる計画。
つる切り	下刈りを終了した後に、つる植物を切ることで、クズ、フジ、アケビ等のつる植物が植栽僕に巻き付く場合、ナタや除草剤でこれらを除去する作業をいう。
天然生林	森林を主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。国土の保全、自然環境の保全、主の保全等のための禁伐等の施業も含む。
特定保安林	保安林の指定目的の機能の発揮を確保するため、造林、保育、伐採等の施業を早急に実施する必要があると認められる保安林をいう。
保安林	森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益機能を発揮させる森林を保安林（17種類）として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図り、目的の機能の維持・増進を図る。
要整備森林	特定保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施することが必要な森林。
流域管理システム	平成3年の森林法改正を契機に、多様な森林の整備を推進し、林業生産・流通・加工における条件の整備を図るため、流域を基本単位として民有林・国有林一体となって森林整備管理水準の向上等を推進することをいう。
林齢	林分が成立して経過した年数をいうが、人工林は、更新年度（植栽年度）を1年と数えるので、通常3年生の苗木を植栽するため、樹齢（実際の年齢）とは異なる。
齢級	ある一定の年齢の幅に林齢をまとめたものをいう。通常は5年ごとにまとめる。1齢級は1～5年生をいう。

天然更新の完了判断基準

1. 有用天然木の樹種

針葉樹及びカシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、イス、サクラ、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等の広葉樹

2. 有用天然木の樹高

0. 3 m以上（稚幼樹）

3. 有用天然木の出現本数

概ね3,000本／ha以上（3本／10m²以上）

4. 更新確認調査

調査区は、5m×5m（25m²）を1箇所以上設置し、上記1, 2, 3の要件を満たす有用天然木の本数を数える。

有用天然木の稚幼樹の発生状況が均一でないと判断される場合は、調査区を複数箇所設置する。

5. 更新確認の経過年数

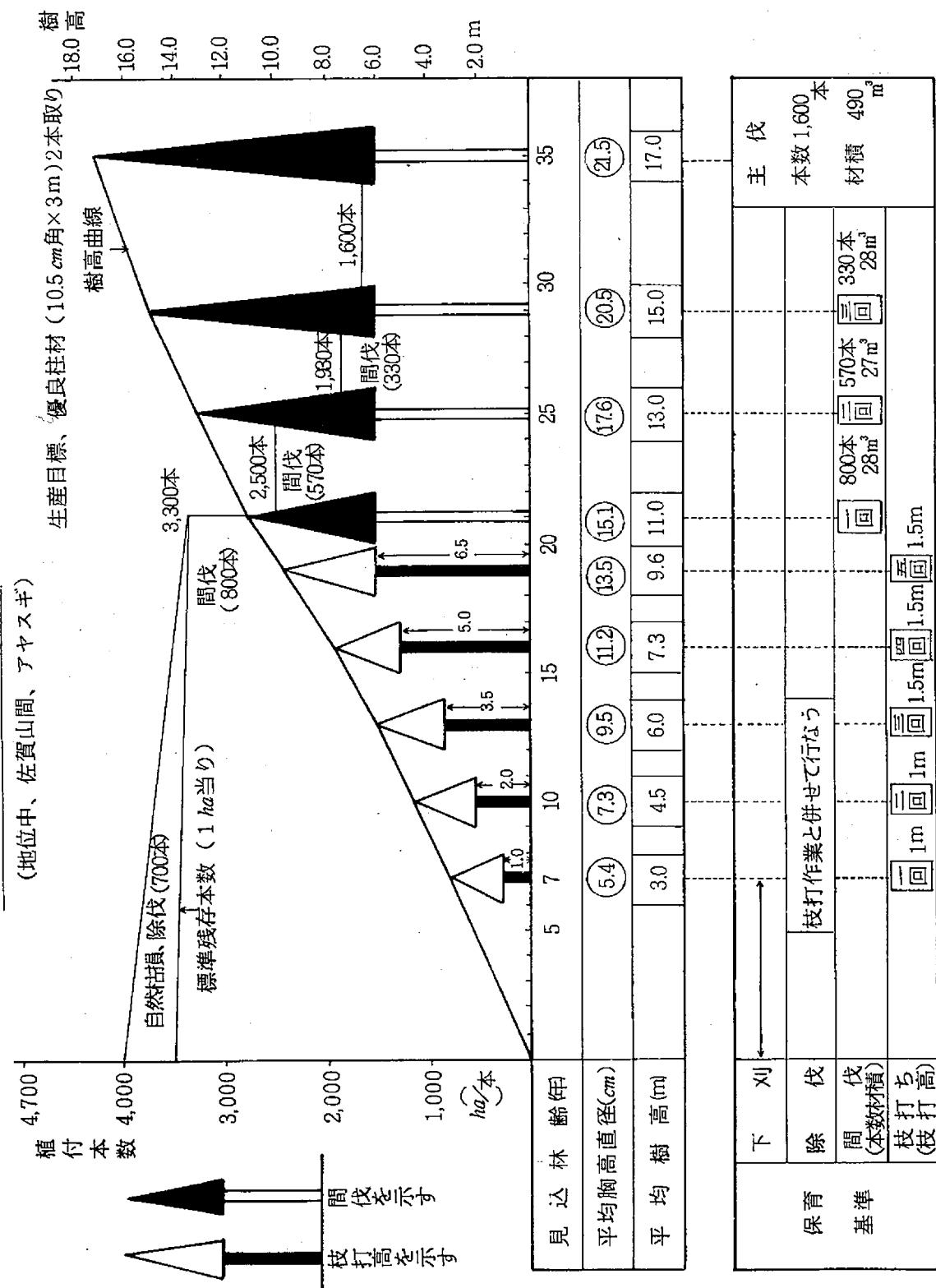
天然更新が完了しているかの確認は、5年以内に天然更新ができているかで判断する。

5年を経過しても天然更新が完了されていないと判断される場合は、天然更新補助作業等の実施を検討し、確実な更新を図るものとする。

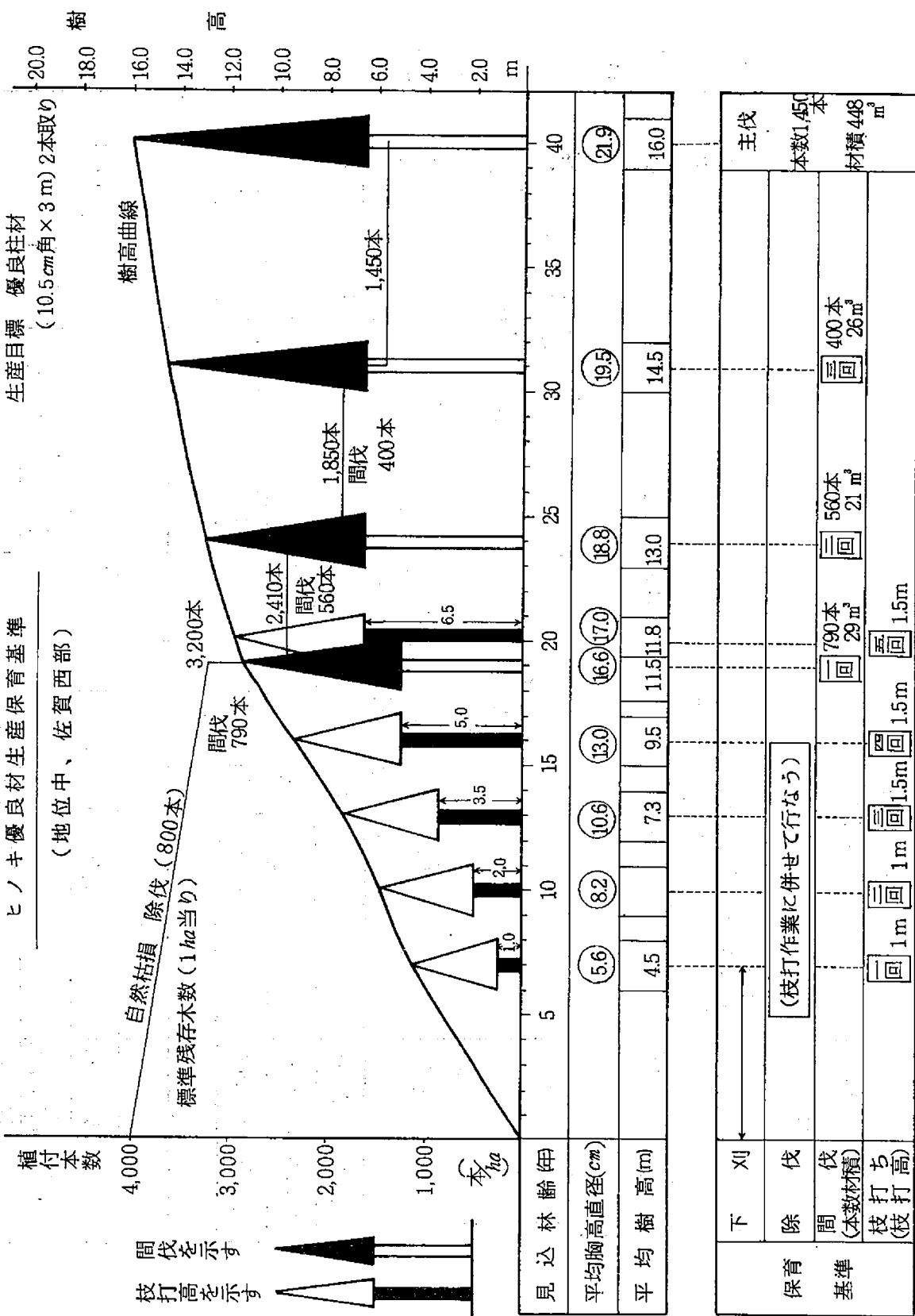
施業方法別の施業体系図

スギ優良材生産保育基準

(地位中、佐賀山間、アヤスギ)

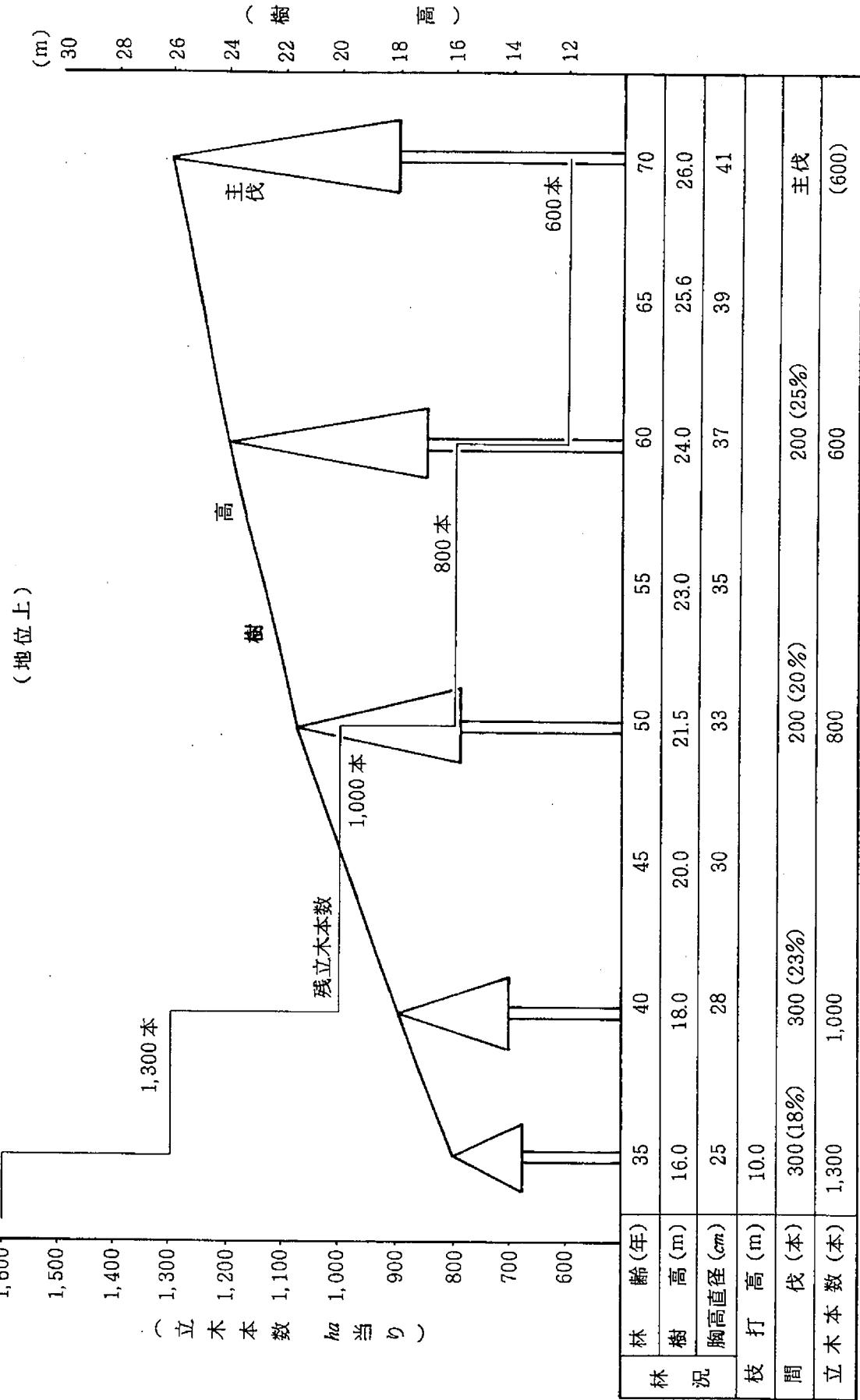


ヒノキ優良材生産保育基準
(地位中、佐賀西部)



スギ、ヒノキ大径材生産技術基準

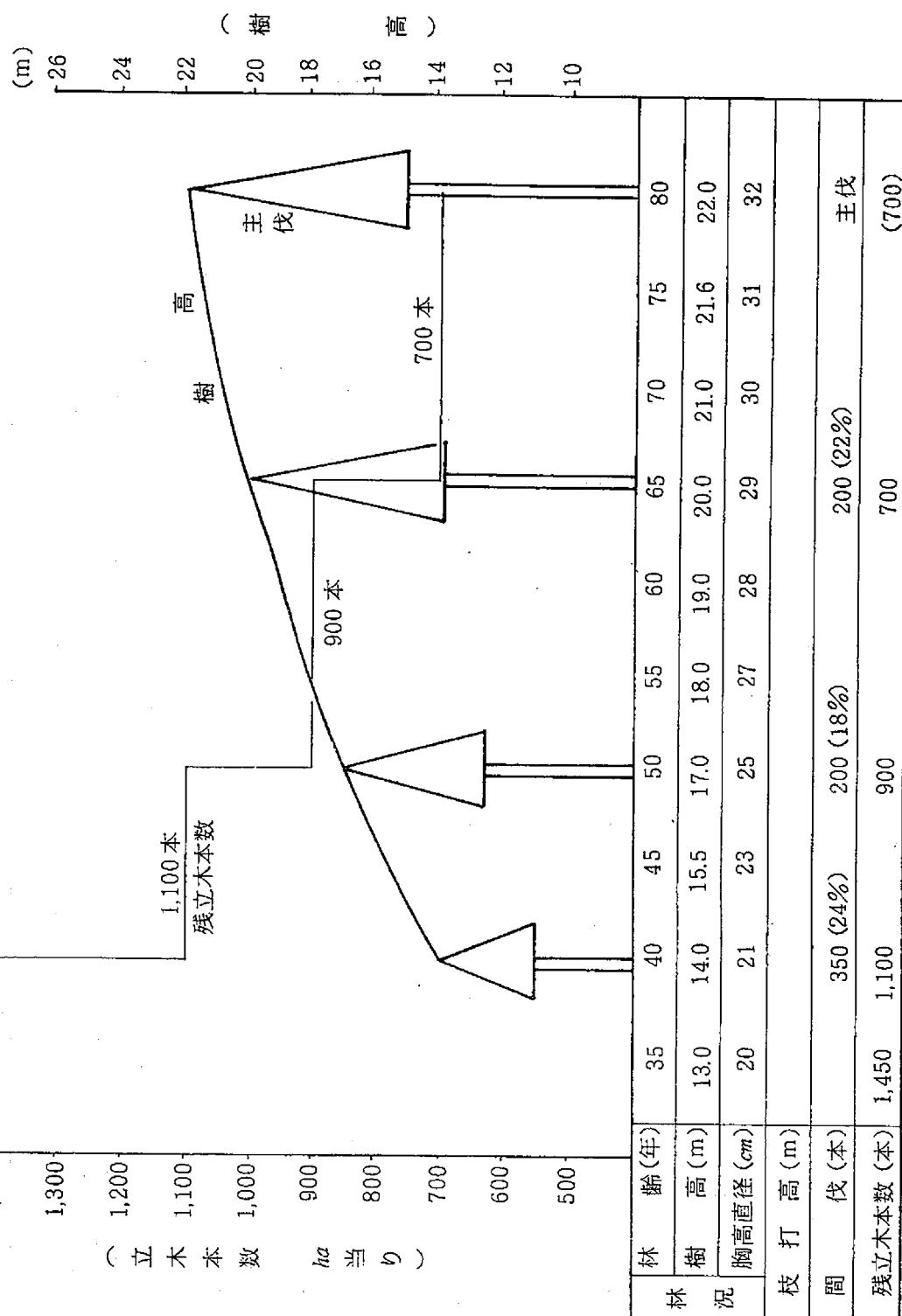
(本) (m)
スギ大径材生産技術基準
(地位上)



(本)

ヒノキ大径材生産技術基準

(地位中)



(m)

(樹高)

林況	林樹齡(年)	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80
樹高(m)	13.0	14.0	15.5	17.0	18.0	19.0	20.0	21.0	21.6	22.0	
胸高直徑(cm)	20	21	23	25	27	28	29	30	31	32	
枝打高(m)											
間伐(本)		350 (24%)	200 (18%)					200 (22%)			主伐
残立木本数(本)	1,450	1,100		900				700			(700)